

訳注 本朝画史 (三)

笠井昌昭・編

凡例

一、本稿は『人文学』一二八号および『文化学年報』第二十五輯掲載の「訳注本朝画史」(一)、(二)のあとをうけるものである。

一、本稿をもって『本朝画史』上巻「上古画録」を終わる。

一、本稿は前半を竹居明男・後半を佐々木進が分担執筆し、全体にわたって笠井が統一補筆した。

託摩為遠<sup>(1)</sup>。姓藤原。任<sup>ズ</sup>豊後守<sup>(2)</sup>。仕<sup>フ</sup>近衛院<sup>(3)</sup>。于<sup>リ</sup>時有<sup>リ</sup>御願<sup>(4)</sup>造<sup>ル</sup>高野山<sup>(5)</sup>覚皇院<sup>(6)</sup>。而<sup>シテ</sup>令<sup>ム</sup>為<sup>ス</sup>遠<sup>ク</sup>画<sup>シ</sup>其<sup>(7)</sup>堂壁<sup>(8)</sup>。曾根来寺<sup>(9)</sup>開山<sup>(10)</sup>覚鑱上人<sup>(11)</sup>筆<sup>(12)</sup>法師<sup>(13)</sup>為<sup>シ</sup>遠<sup>ク</sup>、画<sup>ク</sup>仏像<sup>(14)</sup>。為<sup>シ</sup>遠<sup>ク</sup>晚年<sup>(15)</sup>号<sup>ス</sup>勝知<sup>(16)</sup>。剃髮<sup>(17)</sup>叙<sup>シ</sup>法印<sup>(18)</sup>。見<sup>ル</sup>于<sup>テ</sup>覚鑱<sup>(19)</sup>上人行状<sup>(20)</sup>。

託摩為遠 姓は藤原。豊後守に任ぜられ、近衛天皇に仕えた。時に天皇の御願によって高野山に覚皇院が建立されたが、堂内の壁面に為遠に画を描かせたのである。かつて根来寺の開山覚鑱上人は、その筆法を為遠に学んで、仏像を描いた。為遠は晩年出家して勝知と号し、法印に叙せられた。覚鑱上人の行状記に見えている。

- (1) 託摩為遠 生没年不詳。いわゆる宅磨派(託磨、宅間とも記す)の絵仏師の祖と目される人物。
- (2) 任豊後守 豊後守とするは誤伝かそれとも別説か。「吾妻鏡」寿永三年正月廿二日条に、藤原為久を「豊前守為遠三男」とする記述が見え、その他諸書ほとんどが豊前守とする。ちなみに豊後守とする記載は、もと熊本願成寺所蔵の金胎仏画帖に添えられていた、天文元年(一五三二)真尊筆の覚書に見える。田中一松「金胎仏画帖と宅磨為遠」(同著『日本絵画史論集』所収)参照。
- (3) 近衛院 第七六代。保延五年(一一三九)〜久寿二年(一一六五)。在位、永治元年(一一四一)〜久寿二年。
- (4) 于時有御願<sup>ト</sup>画<sup>ル</sup>其<sup>(7)</sup>堂壁<sup>(8)</sup> 覚皇(王)院は、覚鑱上人が高野山に造営した大伝法院内に、近衛天皇が兼海を開山として建立したものである。覚鑱上人の伝記「大伝法院本願聖人御伝」に「覚皇院。本堂東方八角一階堂五間四面也。近衛院御願。兼海上人建立也。内陣四本柱。各々千石用途。都合四千石云々。一本三面月輪皆銅輪。其輪中三十七尊図絵。絵師託摩為遠<sup>(19)</sup>法名勝智<sup>(21)</sup>法印也<sup>(22)</sup>。」(統群書類従本)とある。
- (5) 根来寺 和歌山県那賀郡岩出町根来にある新義真言宗の総本山。その中心となる塔頭の大伝法院の名を以って代称されること

もある。覺鑾が高野山に大伝法院などを建立したのにはじまるが、高野山金剛峯寺衆徒との対立が繰り返された結果、正応元年（一二八八）学頭頼暉が大伝法院などを根来に移し、高野山にたいして新義真言宗を主張した。

(6) 覺鑾上人 嘉保二年（一〇九五）〜康治二年（一一四三）。真言宗の僧。新義派の開祖。なお覺鑾の画業については、別に伝あり。

(7) 勝知 勝智にも作る。

(8) 法印 僧位の最高位。正しくは法印大和尚位という。僧綱における僧正の相当位。

(9) 見于覺鑾上人行状 覺鑾上人の伝記は、『元亨釈書』『本朝高僧伝』等の諸書にも見られるが、単独の上人伝で最も精細なのは、先に引用するところのあった『大伝法院本願聖人御伝』で、本項の主要部はこれによっているのであろう。同書の成立は十四世紀と推測されている。

なお、為遠の画業として確実なものでは、他に女院の逆修供養の時の本尊を描いたことが、『吉記』承安四年八月廿三日条によつて知られる。

邦道<sup>(1)</sup> 元洛陽人而遊客於鎌倉。源頼朝在豆州蛭小島<sup>(2)</sup>也欲攻平兼隆館<sup>(3)</sup>。然不知其地形。密遣邦道<sup>(4)</sup>図彼館舍並其道路一戰而克之<sup>(5)</sup>。

邦道 もと京都の人で、鎌倉遊客の身であった。ときに源頼朝が伊豆国蛭小島にあり、拳兵して平兼隆の館を攻めようとしたが（そこは要害の地であつて）その地形を把握しかねていた。そこで密かに邦道を派遣して、兼隆の館舎や周辺の道路の様子を描かせ、その上で彼と一戦を交え、勝利を得たのである。

(1) 邦道 姓氏・生没年不詳。以下の叙述は『吾妻鏡』治承四年八月四日・十七日の各条に基づく。それによれば、邦道は「因縁あつて藤九郎盛長の推挙により、頼朝家に候したという。なお彼の名はすでに同書治承四年六月廿二日条に「大和判官代邦道」として見える。

(2) 豆州蛭小島 頼朝の流刑地。現、静岡県田方郡韭山町。

(3) 平兼隆 ? 治承四年(一一八〇)。和泉守平信兼の子。山木判官と号す。父に勘当されて伊豆国山木郷に流されていたところ、伊豆が平時忠の知行国になるに及び、国守平時兼の目代となった。八月十七日、三島明神の祭礼の日、頼朝と北条時政によつて館を急襲され、敗死した。

藤原秀衡<sup>(1)</sup> 創<sup>レ</sup>無量光院<sup>ヲ</sup>世号<sup>ニ</sup>新御堂<sup>ト</sup>。堂中<sup>ノ</sup>四壁<sup>ニ</sup>図<sup>ニ</sup>無量寿經<sup>ト</sup>大意<sup>ヲ</sup>。加之<sup>シテ</sup>秀衡自<sup>ラ</sup>図<sup>ニ</sup>狩獵之体<sup>ト</sup>。三重<sup>ノ</sup>宝塔<sup>ノ</sup>院内<sup>ニ</sup>莊嚴<sup>ト</sup>模<sup>シ</sup>宇治<sup>ノ</sup>平等院<sup>ト</sup>。

藤原秀衡 無量光院を創立し、世に新御堂と号した。堂内の四壁には無量寿經の大意を描かせたのみならず、秀衡みずからも狩獵のありさまを描いた。院内の三重塔や、その莊嚴はことごとく京都宇治の平等院を模したものである。

(1) 藤原秀衡 ? 文治三年(一一八七)。没年令は六六歳、七三歳、九三歳など異説がある。藤原基衡の子。嘉應二年(一一七〇)鎮守府將軍、養和元年(一一八〇)陸奥守。本項は『吾妻鏡』文治五年九月十七日条に基づく。

(2) 無量寿經 浄土三部經の一つ。上巻には阿弥陀の四八の願とその修行によつてえられた浄土の莊嚴を説き、下巻に衆生の極楽往生の相などを説く。ただし『吾妻鏡』の原文には「觀經」すなわち觀無量寿經とあり、相異なる。

(3) 院内莊嚴委模宇治平等院 平等院は、もと源融の別莊跡。のち藤原道長の山莊となり、その子頼通が繼承して、永承七年（一〇五二）寺としたもの。本堂の阿弥陀堂は鳳凰堂と呼ばれるが、無量光院はその平面プランのみならず建物の向きや地形までもが、鳳凰堂のそれらと同一であることが、近年の発掘調査によつて明らかにされている。

修理少進季長<sup>(1)</sup> 画<sup>ク</sup>鎌倉永福寺扉並於門板壁<sup>ニ</sup>。

修理少進季長 鎌倉の永福寺の扉ならびに門の板壁に絵を描いた。

(1) 修理少進季長 姓不詳。修理少進は、修理職の判官。本項は『吾妻鏡』建久三年十月廿九日条に基づくと思われるが、それは「永福寺扉並仏後壁画図終功、修理少進季長書之」とあり、多少相異する。

(2) 鎌倉永福寺 神奈川県鎌倉市二階堂にあった寺。建久三年（一一九二）源頼朝が中尊寺の大長寿院（二階大堂）に似せて建立したものである。

藤原為久<sup>(1)</sup> 任<sup>ズ</sup>下総権守。豊前守為遠<sup>(2)</sup>、三男而長<sup>ズ</sup>画<sup>ニ</sup>。為<sup>リ</sup>當時無双也。寿永年中源頼朝使<sup>ス</sup>為久<sup>ム</sup>画<sup>シ</sup>聖観音像<sup>(3)</sup>。為久著<sup>ケ</sup>衣冠<sup>(4)</sup>画<sup>ク</sup>之<sup>ヲ</sup>。図成<sup>リ</sup>而歸<sup>ル</sup>洛陽<sup>ニ</sup>。于<sup>レ</sup>時頼朝賜<sup>ヒ</sup>鞍馬<sup>ヲ</sup>、賞<sup>シ</sup>之<sup>ヲ</sup>錢<sup>ヲ</sup>之<sup>ヲ</sup>。

藤原為久 下総権守に任ぜられた。豊前守為遠の三男で、画業に長じていた。当時無双といわれたほどであ

る。寿永年中、源頼朝が為久に聖観音像を描かせた。為久は衣冠を正してこれを描き、図を完成して京都に帰った。その時頼朝は鞍つきの馬を与えて賞し、餞別とした。

- (1) 藤原為久 生没年不詳。ふつう藤原は宅磨につくる。以下の記事は、『吾妻鏡』元暦元年(一一八四)一月廿二日・同四月十八日・同八月十九日の各条をもとにまとめたもの。  
為久の画業としては、同じく『吾妻鏡』文治元年(一一八五)八月廿三日・同十月十一日条に、鎌倉勝長寿院仏後壁に「浄土瑞相并二十五菩薩像」(新訂増補国史大系本)を描いた記事がある。
- (2) 豊前守為遠 前伝あり。
- (3) 聖観音 千手・十一面・如意輪など無数の変化観音の原体または本身としての観音。独尊像の場合と、阿弥陀如来の左脇侍として勢至菩薩と対している場合がある。
- (4) 衣冠 平安中期から着用した装束の名称で、束帯よりも略式の装束。『吾妻鏡』の原文には着束帯とある。

宅磨為行<sup>(1)</sup> 仕<sup>フ</sup>將軍頼経<sup>(2)</sup>。以<sup>テ</sup>能画<sup>ヲ</sup>任<sup>ズ</sup>左近将監<sup>(3)</sup>。然<sup>レ</sup>宅磨氏<sup>(4)</sup>不<sup>ニ</sup>必<sup>ス</sup>画<sup>ラ</sup>仏者<sup>ヲ</sup>可<sup>レ</sup>知<sup>ル</sup>。右五人者

詳載<sup>ニ</sup>東鑑<sup>(5)</sup>。

宅磨為行 將軍頼経に仕えた。能画によって左近将監に任ぜらる。これによれば、宅磨派の画家たちの中には、必ずしも仏画のみを画くだけではない者もいたことを知ることができる。右の五人の詳細は『東鑑』(吾妻鏡)に載っている。

(1) 宅磨為行 生没年不詳。『吾妻鏡』寛喜三年(一二三二)十月六日条に、頼経卿より御願寺建設の沙汰あり、その地を永福寺

・大慈寺等の内に点ずるに際し、「宅磨左近将監為行」を召してこれを図繪せしめたとあり、本項はこれに基づく。

(2) 將軍賴経 建保六年(一二一八)〜康元元年(一二五六)。九条道家の子。源実朝没後、京より下向した藤原將軍。

(3) 左近将監 左近衛府の三等官。従六位上相当。定員四名。

(4) 宅磨氏 いわゆる宅磨派は、巨勢派と併称される絵仏師の有力な一流で、すでに十二世紀中頃には為遠の活躍が知られる(託摩為遠伝、参照)。旧来の鉄線描、温和な色感、岩絵具の厚塗り法による伝統的仏画に対し、新様の肥瘦線、寒かな色感、薄塗りの彩色法よりなるいわゆる宋様式を撰取するのに最も積極的で、以後、旧様との融合によって、中世仏画の一定型をつくるに至った。

(5) 右五人者詳載東鑑 以上、邦道から宅磨為行に至る五人の伝は、いずれも『吾妻鏡』の記事に基づいたもの。典拠箇所はそれぞれ伝において示した。

宅間澄賀<sup>(1)</sup> 叙<sup>(2)</sup>法印<sup>(3)</sup>。性能<sup>(4)</sup>圖画<sup>(5)</sup>、佛像人物臻<sup>(6)</sup>神妙<sup>(7)</sup>、生氣活動<sup>(8)</sup>。兼<sup>(9)</sup>工<sup>(10)</sup>雜画<sup>(11)</sup>。九条藤相公使<sup>(12)</sup>

澄賀<sup>(1)</sup>写<sup>(2)</sup>法然<sup>(3)</sup>上人之真<sup>(4)</sup>。今在<sup>(5)</sup>嵯峨<sup>(6)</sup>二尊院<sup>(7)</sup>。所謂足引之影<sup>(8)</sup>是也。凡欲<sup>(9)</sup>画<sup>(10)</sup>上人<sup>(11)</sup>像<sup>(12)</sup>者皆因<sup>(13)</sup>之。梶尾高山寺有<sup>(14)</sup>春日住吉二神像<sup>(15)</sup>。俗伝<sup>(16)</sup>、二神来<sup>(17)</sup>受<sup>(18)</sup>法於明惠<sup>(19)</sup>。澄賀請<sup>(20)</sup>見<sup>(21)</sup>之。

明惠曰<sup>(1)</sup>凡眼<sup>(2)</sup>拜<sup>(3)</sup>之<sup>(4)</sup>則恐<sup>(5)</sup>有害<sup>(6)</sup>。然固請<sup>(7)</sup>不<sup>(8)</sup>已<sup>(9)</sup>。而姑許<sup>(10)</sup>之。澄賀竊<sup>(11)</sup>見<sup>(12)</sup>便模<sup>(13)</sup>写<sup>(14)</sup>。促<sup>(15)</sup>其駕<sup>(16)</sup>

歸<sup>(1)</sup>京城<sup>(2)</sup>、墮<sup>(3)</sup>馬而卒<sup>(4)</sup>於道<sup>(5)</sup>。上人之言果然也。今宅間之塚在<sup>(6)</sup>鳴瀑<sup>(7)</sup>。取<sup>(8)</sup>終於此地<sup>(9)</sup>乎。

宅間勝賀<sup>(1)</sup> 叙<sup>(2)</sup>法橋<sup>(3)</sup>。東寺長者補任曰<sup>(4)</sup>。建久二年新造<sup>(5)</sup>屏風<sup>(6)</sup>奉<sup>(7)</sup>写<sup>(8)</sup>三十二天<sup>(9)</sup>。其種子者御室二

品親王守覚(15)之所筆ナリスル。其絵者宅間法橋勝賀作ル之ヲ。疑フラスハ是澄賀之族乎。

宅間澄賀 法印に叙せられた。性来図画に巧みで、仏像や人物画は神妙の域に達し、生気はつらつたるものである。また雑画にも巧みであった。九条藤相公が澄賀に法然上人像を画かせたが、今それは嵯峨の二尊院に所蔵されている。いわゆる「足引の御影」がこれで、後世法然上人の像を画こうとする者は皆これを手本とした。また桐尾きりのおの高山寺に春日・住吉の二神の像がある。俗に次のように伝えている。すなわち、二神が明恵のもとにやつて来て法を受けたところ、澄賀がこれを見たいと請うた。明恵は凡眼がこの二神を拜すると恐らくはたちまちのうちに害が及ぶであろうと言ったが、澄賀は固く請うてやまなかった。そこで明恵はしばらく許した。澄賀はひそかに二神を見ながら模写してしまい、駕を促して京内に帰ろうとしたところ、落馬して途中で死んでしまったといのである。明恵上人の言葉は果してその通りであった。今、澄賀の塚は鳴瀑なるたきにある。この地で息を引取ったのであろうか。

宅間勝賀 法橋に叙せられた。東寺長者補任には次のようにある。建久二年、十二天屏風を新造した。その種子は御室二品守覚法親王の筆になり、絵は宅間法橋勝賀の手になるものである。と。さすれば勝賀は澄賀の一族であろうか。

(1) 宅間澄賀 古記に散見する「澄賀」——「証(證)賀」——「勝賀」は結局同一人物を指しているものと思われ、ここでは「澄賀」と次の「勝賀」をまとめて扱ふことにした。

(2) 九条藤相公 九条兼実のこと。



- (3) 法然上人 長承二年(一一三三)〜建曆二年(一二二二)。浄土宗の開祖。円光大師はその謚。
- (4) 二尊院 京都市右京区嵯峨にある天台宗の寺、二尊教院華台寺の略称。嵯峨天皇の勅願により承和八年(八四二)慈覚が創建。釈迦・阿弥陀の二尊像を本尊とする。のち法然が入り、天台・法相・律・浄土の四宗建学の道場として栄えた。
- (5) 足引之影 現在二尊院に所蔵されている法然上人像は「足引の御影」の伝称をもつ。これは『円光大師行状画図翼賛』巻五十の伝説に基づくもので、九条兼実が法然上人帰依の余り、ある時上人が沐浴した後、両脚を伸ばして休んでおられた姿を、宅間法眼に命じてひそかに写させた、上人はこれを見て大いに驚き、像に対して祈られると、両脚がたちどころに引っこんだというものである。
- 「足曳御影」という名は、すでに『実隆公記』文明七年七月二七日の条に見え、黒川道祐著『雍州府志』巻五・二尊院の条にも「月輪相国兼実公甚帰法然、欲写生前像、然不肯之、或時浴後伸二両脚二而座、相国召画工宅間隔簾竊令写之、法然見之大驚折之両脚立屈、其画影今在レ堂、是謂二足引影」といった叙述が見られる。
- (6) 梅尾高山寺 梅尾は、京都市右京区、大堰川支流の清滝川上流の地域の地帯を言う。高山寺は真言宗御室派の別格本山。宝亀五年(七七四)勅願によって開創された神願寺都賀尾坊を、建永元年(一二〇六)明恵上人高弁が中興開山し、現名に改称したものである。
- (7) 春日住吉二神像 該当作品不明。以下に記された、この二神像にまつわる「俗伝」なるものの典拠は明らかでないが、すでに『大伝法院本願聖人御伝』(十四世紀の成立)に「梅尾春日住吉筆者宅間也」という一節が見え、また『雍州府志』巻五・高山寺の条に「宝蔵内西方有社、春日住吉両明神画像存矣、春日明神時々影向親見明恵、然明恵一人見之他人不得拜之、于時画所宅間法眼竊祈願為末世結縁親拜神像、而為之図、或夜夢中有神託曰、凡眼見之則必須命、宅間誓謂、朝拜神顔而夕死何恨之有也、神亦感其志忽現神相、宅間不堪歡喜、則拜写之喜而帰京師、時於鳴瀧北之野外擊馬而死矣、於茲各恐神託之不虛也、今神像其時之所写也」という、さらに詳しい叙述が見られる。
- (8) 明恵 承安三年(一一七三)〜貞永元年(一二三三)。平重国の子。華嚴宗の僧。建久九年(一一九八)梅尾山に止住。今宅間之塚在鳴瀧 鳴瀧は京都市右京区の名。高雄から平岡に連なる山地をも含む。やはり『雍州府志』卷十に「宅間法眼塔 在鳴瀧北、絵所宅間勝賀依願望写梅尾春日明神之神影帰京時於茲墮馬而死、是親依拜神像之塚也、則葬斯处二建塔」とある。
- (9) 訳注 本朝画史(三)

- (10) 宅間勝賀 生没年不詳。宅磨為遠の子で、俗名を為基といった。安元二年(一一七六)出家した。仁安年間(一一六六〜六九)から承元三年(一一〇九)に至る間の活躍が知られる。
- (11) 叙法橋 勝賀が法橋に叙せられたのは寿永三年(一一八四)のことである(『僧綱補任』)。
- (12) 東寺長者補任曰 以下「建久二年」から「法橋勝賀作之」までの叙述は、五卷本『東寺長者補任』(続々群書類従所収)の記事に基づく。
- (13) 建久二年新造屏風奉写十二天 建久二年は西暦一一九一年。十二天は、一切の天龍・鬼神・星宿・冥官を統べる十二の護世天で、帝釈天・火天・閻魔天・羅刹天・水天・風天・多聞天・多自在天・梵天・地天・日天・月天をいう。  
現存する東寺蔵十二天屏風はこの記録に対応するもので、勝賀の唯一の遺作。なお、この屏風をめぐる諸問題及び勝賀の画業全般に関しては渡辺一「東寺十二天屏風考」(『美術研究』六〇号所収)参照。
- (14) 種子 密教で、仏菩薩などの諸尊を標示する梵字をいう。
- (15) 御室二品親王守覚 久安六年(一一五〇)〜建仁二年(一一二二)。真言宗の僧。後白河天皇の第二皇子。出家して仁和寺に入る。和歌・文書・書法にすぐれ、著作が多い。

仏師湛慶<sup>(1)</sup> 能画<sup>(2)</sup>ニ仏像<sup>(3)</sup>。源頼経<sup>(4)</sup>卿令<sup>(5)</sup>衆僧<sup>(6)</sup>修<sup>(7)</sup>仁王<sup>(8)</sup>経於六波羅蜜寺<sup>(9)</sup>、本尊<sup>(10)</sup>、釈迦<sup>(11)</sup>像者湛慶<sup>(12)</sup>以<sup>(13)</sup>大<sup>(14)</sup>安寺<sup>(15)</sup>釈迦<sup>(16)</sup>自模<sup>(17)</sup>之云<sup>(18)</sup>。載<sup>(19)</sup>于通宗卿<sup>(20)</sup>日次記<sup>(21)</sup>。

仏師湛慶 仏像を描くのに巧みであった。源頼経卿が多勢の僧を召して六波羅蜜寺に仁王会を修せしめた。本尊の釈迦像は湛慶自らが大安寺の釈迦像を模して製作したものだと言われる。通宗卿の日次の記に載っている。

- (1) 仏師湛慶 承安三年(一一七三)〜建長八年(一一五六)。鎌倉時代の慶派の代表的仏師。運慶六男中の長子で、建長元年(一一

二四九)に擬けた蓮華王院本堂の千体千手観音像の復興に際し、建長六年に中尊千手観音坐像を完成し、千体仏中にも十体の遺作がある。この他、高知雪隠寺の毘沙門天三尊像も彼の作として著名。しかし、ここで「能仏画」とした根拠は不明。本文中の作例も仏像であつて、仏画ではない。

(2) 源頼経卿 不詳。あるいは藤原將軍頼経を源とあやまつたものか。

(3) 仁王経 仁王般若経のこと。姚秦の鳩摩羅什訳および唐の不空訳の二種がある。この経を受持することによって、災害を払い、福をもたらすと信ぜられ、法華経・金光明経とともに護国三部経として尊ばれた。百高座を設けて仁王経を講讀し、災難をはらう法会を仁王会(仁王供)という。

(4) 六波羅蜜寺 京都市東山区にある真言宗智山派の寺。天曆五年(九五二)開創。開山は空也。初め西光寺と称したが弟子中信が現名に改め、天台別院とした。貞治年間(一一三六二〜六八)現宗となつた。なお現在、同寺には伝運慶・湛慶像を存する。

(5) 大安寺 南都七大寺の一つ。奈良市大安寺町にある高野山真言宗の寺。推古天皇二五年(六一七)聖徳太子が現在の額安寺の地に建てた熊凝精舎に始まると伝えられる。平城京遷都後は左京区六条四坊の現在地に移され、現名に改称。

(6) 通宗卿日次記 不詳。

僧成忍<sup>(1)</sup> 号<sup>スル</sup> 日坊<sup>ト</sup>者<sup>ニシテ</sup> 明恵上人弟子也<sup>(2)</sup>。性好<sup>ミ</sup> 図画<sup>ヲ</sup>、学<sup>ブ</sup> 宅間法眼<sup>ニ</sup>。或<sup>ハ</sup> 曰<sup>ク</sup> 宅間之子也<sup>(3)</sup>。故画

本<sup>ニ</sup> 於<sup>リ</sup> 栴尾高山寺宝藏<sup>(4)</sup>。筆格能<sup>ク</sup> 似<sup>ク</sup> 宅間<sup>ニ</sup>。專<sup>ラ</sup> 工<sup>ミ</sup> 仏像<sup>ヲ</sup> 兼<sup>テ</sup> 能<sup>ク</sup> 雜<sup>ク</sup> 画<sup>ス</sup>。

僧成忍 恵日坊と号する。明恵上人の弟子である。性来図画を好み、宅間法眼に学んだ。或は宅間の子だとも言われている。それゆえ彼の絵は栴尾高山寺の宝藏に所蔵されている。筆格はよく宅間派のそれに似ている。専ら仏画に巧みであるが、その他の絵もよく描いた。

- (1) 僧成忍 生没年不詳。十三世紀前半に、主として画技の面で活躍したらしい。
- (2) 明恵上人弟子也 成忍は、明恵上人の側近にあって単なる絵師であったばかりでなく、上人の法弟でもあった。現に建暦元年・同二年・貞応元年に成忍自身が書写した大方広仏華嚴経・十地論義記・華嚴経数卷が存しており、これらの奥書や「梅尾説戒日記」「高山寺縁起」などを併せ見ることによって、建暦元年(一一二一)から明恵上人没年(一一三二)に至るまでの、成忍の高山寺在山を知ることができる。
- (3) 宅間法眼或曰宅間之子也 当時、高山寺や神護寺等において、勝賢・為辰・俊賀等の宅間派画人の活躍があったことは、「高山寺縁起」「神護寺略記」等によって知られるが、成忍の画系としての宅間派との関係には、なお明証を欠く。
- (4) 画本在於梅尾高山寺宝藏 成忍の画蹟については、「高山寺縁起」(続群書類従所収)中に高山寺諸堂や平岡善妙寺におけるそれが散見し、また「古画備考」にも「高山寺什、恵日坊画」として数点あげている。現存遺品では、著明な「明恵上人樹上坐禅像」(高山寺蔵)や「華嚴宗祖師絵巻」(高山寺蔵)のうちの「元曉絵」の筆者として成忍が推定されている。
- なお、恵日坊成忍の画業のみならず、彼をめぐる史的環境全般の問題に関しては梅津次郎「義湘・元曉絵の成立」(同著「絵巻物叢考」所収)、森嶋「明恵上人の画像について」(同著「鎌倉時代の肖像画」所収)参照。

絵師信貞 (1) 能画馬形及打毬図。為時所重。当時多画公卿殿閣。天永年中人也。見于中右記。(4)

絵師信貞 よく馬形障子及び打毬図を描いた。その時代に重んぜられて、当時多く貴族の邸宅において絵筆をふるった。天永年間の人である。「中右記」に見えている。

- (1) 信貞 生没年、姓氏とも不詳。左近大夫であったことが知られるのみ。

(2) 馬形及打毬図 表に馬の絵。裏に唐人の騎馬打毬の絵を描いた布張りの衝立障子を馬形障子といい、清凉殿の西廂の渡殿の北の方、朝餉の間の簀子の南、台盤所中間の南などに立てられた。すなわち馬形と打毬図は一つの障子の表裏両面に描かれていたものである。ただし、本来の馬形図は馬形のみを単独に描いたものと推測されている。家永三郎著『上代倭絵全史』（改訂版）三五ページ参照。なお注(4)参照。

(3) 天永年中 西暦一一〇一～一一三年。

(4) 見于中右記 『中右記』天仁元年十月三日条に、大嘗会御禊点地に「絵師左近大夫信貞」を召して地形を図せしめ、同じく十四日条に、御襖壺所分日にあたつて河原に於て地形に風流を施させたことが見える。また、同書天永三年十月十九日条には、新造大炊殿朝餉の間の馬形障子を、信貞が打毬図に描き改めたことが見え、これによる限り画史の記述には誤解のあることがわかる。

住吉法眼(1) 不知(2)姓名(3)。善(4)仏像人物(5)兼能(6)花草(7)。画法(8)比(9)宅間(10)則(11)稍(12)草(13)。和州法隆寺(14)有(15)聖徳

太子(16)行状(17)六幅(18)。又(19)当麻寺(20)有(21)中(22)将姫(23)縁起(24)二幅(25)。

住吉法眼 その姓名はわからない。仏像や人物画に巧みで、併せて花草をもよくした。画法を宅間派のそれと比べると、やや筆勢が速い。大和国の法隆寺に聖徳太子の行状を描いた六幅の掛幅画がある。また当麻寺には中将姫の縁起を描いた二幅の画がある。

(1) 住吉法眼 次に「不知姓名」とあるように、伝不詳。『画工譜略』に「住吉法眼、始号「亮法橋慶恩」とあり、すなわち住吉法眼＝住吉慶恩とし、また『画工略伝』に住吉慶恩の作を多数列挙しているが、住吉慶恩なる人物じたいの存在が実のところ疑わしい。『画史』後出の「介法橋」の条には「不知姓名」とある。

- (2) 和州法隆寺有聖德太子行状六幅 該当作品不明。
- (3) 当麻寺有中將姫縁起二幅 中將姫は、当麻寺に伝わる曼荼羅を織ったとされる伝説上の女性の名。横佩よこたもとの大臣・藤原豊成の娘。天平年間当麻寺に入山し仏行に励んだ姫は、その徳により仏に会い、一晚のうちに蓮華の糸で曼荼羅を織りあげ、女人の身ながら極楽往生したと伝えられる。

現在当麻寺には、掛幅装当麻曼荼羅縁起二幅が所蔵されているが、住吉法眼作を伝えるものは何もない。しかし、今鎌倉光明寺に伝わっている国宝当麻曼荼羅縁起二巻に付属する松平定信筆添状には「この曼陀羅縁起は住吉法眼慶恩か筆なり云々」(奈良国立博物館監修『社寺縁起絵』角川書店、昭和五十年、一一七ページ)とあり、これと混同したものが。

芝法眼 諱琳賢<sup>(1)</sup>。南都東大寺之縁起画者此人之所<sup>ナリ</sup>画<sup>(2)</sup>。

芝法眼 諱は琳賢。南都東大寺縁起の絵はこの人が描いたものである。

- (1) 芝法眼諱琳賢 琳賢は興福寺所属の絵所四座の一つである吐田座はんだの絵師。生没年不詳。だが、享祿から天文年間の活躍が知られる。家系からいうと、吐田座琳賢房正有(文明五年一四六四没)の嫡男はんだにあたり、東大寺絵所職をも兼ねた。芝座は興福寺一乗院家に所属する絵所座で、天文年間には芝座の藤勝丸が吐田座の琳賢とともに東大寺絵所にあつたが、『東大寺絵所日記』などにも琳賢が芝をもって称されるのは、東大寺絵所職を琳賢が主催し、養退した吐田座を芝座と統合するところがあったのだからか。彼の画業に関しては、ここにいる東大寺縁起の他に天文十五年筆天川曼荼羅図(長谷能満院蔵)、天文十八年筆涅槃図(唐招提寺蔵)、天文二十二年筆絵馬(春日神社蔵)が現存している。なお琳賢という名の画家は、もう一人天正年間(一五七三〜九一)を中心に活動した別人がある。
- (2) 南都東大寺之縁起画者此人之所画 現在東大寺に所蔵されている三卷本大仏縁起(天文五年筆)は、各巻の奥書や『東大寺絵所日記』などの所見を総合すると、上・中二巻の絵を琳賢が描いたことが知られる。

なお、同種のものに、同じく「芝琳賢」筆の伝承をもつ掛幅装束大寺縁起一幅がある。

粟田口民部卿法眼隆光<sup>(1)</sup> 蓋<sup>シ</sup>春日絵所也。画<sup>ク</sup>融通念仏縁起<sup>(3)</sup>。我聞<sup>ク</sup>、宅間・住吉・粟田口・芝、四人者春日画所也。共住<sup>ニ</sup>南都<sup>ニ</sup>世業写<sup>ス</sup>仏像<sup>(4)</sup>。国史<sup>ニ</sup>所謂<sup>ニ</sup>絵仏師是也。至<sup>ル</sup>于<sup>ニ</sup>今<sup>ニ</sup>画<sup>ク</sup>仏像<sup>者</sup>称<sup>ス</sup>画所<sup>一</sup>。又有<sup>リ</sup>窪田<sup>(6)</sup>筆力類<sup>レ</sup>之<sup>ニ</sup>。

粟田口民部卿法眼隆光 思うに春日絵所の画家である。融通念仏縁起を描いた。私が聞くところによると、宅間・住吉・粟田口・芝の四人は春日絵所である。共に南部に居住して代々仏像を描いている。国史にいうところの絵仏師がこれである。今でも仏像を描いている者を絵所と称している。また窪田という者もあり、筆勢がこれらに似ている。

- (1) 粟田口民部卿法眼隆光 生没年未詳。室町時代初期の画家。清凉寺「融通念仏縁起」上巻の筆者の一人として知られている。
- (2) 春日絵所 前出、「画所」の項注(2)参照。
- (3) 融通念仏縁起 融通念仏の開祖である大原来迎院の良忍上人(一〇七二—一一三二)の伝記を中心に、融通念仏の弘通の歴史を描いた絵巻。鎌倉末期より室町初期にかけて盛んに描かれたが、中でも大阪大念仏寺の紙本版画の二巻本と清凉寺の紙本着彩の二巻本とが有名。ここでは応永二十一年(一四一四)のところに製作された清凉寺本をさす。上巻第五段の筆者として絵の裏に「絵所粟田口民部法眼隆光」との記名がある。
- (4) 共住南都云云 春日絵所なるものを春日大社の絵所とすることから導き出されたことであろうが、隆光は京都の粟田口に住ん

で、これを名乗ったとされるから、「我聞」以下の文章はほとんど根拠のない叙述である。

(5) 又有寤田 『丹青若木集』に「寤田氏者、不知其名、成一家法、所画清趣少云」とある。

宅磨栄賀<sup>(1)</sup> 画<sup>(2)</sup> 积<sup>(3)</sup> 迦<sup>(4)</sup> 文殊<sup>(5)</sup> 普賢<sup>(6)</sup> 三尊<sup>(7)</sup>。自<sup>(8)</sup> 書<sup>(9)</sup> 宅磨<sup>(10)</sup>。世<sup>(11)</sup> 多<sup>(12)</sup> 作<sup>(13)</sup> 宅間<sup>(14)</sup>。栄賀者勝賀之裔乎。不知<sup>(15)</sup> 其<sup>(16)</sup>、

実否<sup>(17)</sup>。觀<sup>(18)</sup> 其<sup>(19)</sup> 仏像<sup>(20)</sup> 頗<sup>(21)</sup> 似<sup>(22)</sup> 李龍眠<sup>(23)</sup> 顔輝<sup>(24)</sup>。先<sup>(25)</sup> 是<sup>(26)</sup> 未<sup>(27)</sup> 看<sup>(28)</sup> 此<sup>(29)</sup> 体<sup>(30)</sup>。蓋<sup>(31)</sup> 倭<sup>(32)</sup> 画<sup>(33)</sup> 之 古風<sup>(34)</sup> 而<sup>(35)</sup> 新学<sup>(36)</sup> 中華<sup>(37)</sup> 之 筆法<sup>(38)</sup> 者<sup>(39)</sup> 多<sup>(40)</sup> 始<sup>(41)</sup> 於<sup>(42)</sup> 此<sup>(43)</sup> 乎<sup>(44)</sup>。

宅磨栄賀 积迦・文殊・普賢の三尊像を描いた。自ら宅磨と署名している。宅磨は、ふつうには宅間に作る。栄賀が宅間勝賀の後裔にあたるのかどうかは、よくわからない。彼の描いた仏像を見ると、すこぶる李龍眠や顔輝のものと似ている。これ以前には、このような画風は見あたらない。思うに、倭絵の古い様式を改めて新たに中国の筆法を学んだ様式は、たぶんこの栄賀によって始められたものであろうか。

(1) 宅磨栄賀 生没年不詳。南北朝時代頃の人。家系についても正確なことは不明。

(2) 画积迦文殊普賢三尊 典拠不詳。

(3) 李龍眠 宋の人。？崇寧五年(一一〇九)。李公麟ともいう。博学な文人で、かつまた画に巧みであり、特に馬や人物にすぐれていた。「五馬図卷」が現存する。なお羅漢画に李龍眠様という様式がある。

(4) 顔輝 元、十三世紀後半頃の人。姓は顔、名は輝。字は秋月。道釈人物が得意であるといわれた。日本にも「蝦蟇鉄拐図」(知恩院藏)が伝わっており、「寒山拾得図」(東京国立博物館藏)も彼の作品だと言われる。



(5) 蓋倭画之古風、多始於此乎。宅磨栄賀の遺作として、「山越阿弥陀像」(内貴家藏)、「不動明王三童子像」(静嘉堂藏)、「十六羅漢像」(藤田美術館藏)、「柿本人麻呂像」(常盤山文庫藏)、「応永二年性海靈見贊」があるが、いずれも宋元画の影響の濃い、宅磨派の定型的作風を示す。

良秀<sup>(1)</sup> 不<sup>レ</sup>知<sup>ニ</sup>世<sup>ノ</sup>姓<sup>一</sup>。亦<sup>レ</sup>仏<sup>ノ</sup>画<sup>ノ</sup>工<sup>ト</sup>也。一日居宅罹<sup>リ</sup>火災<sup>ニ</sup>逃<sup>レ</sup>在<sup>ニ</sup>其<sup>ノ</sup>辺<sup>一</sup>。著<sup>ケ</sup>眼<sup>ヲ</sup>望<sup>ミ</sup>見<sup>シ</sup>莞<sup>ル</sup>爾<sup>ト</sup>而<sup>シ</sup>笑<sup>フ</sup>。相知者来<sup>リ</sup>問<sup>フ</sup>其<sup>ノ</sup>故<sup>一</sup>。今幸<sup>ニ</sup>見<sup>ニ</sup>火<sup>ヲ</sup>升<sup>リ</sup>而<sup>シ</sup>知<sup>リ</sup>所<sup>ノ</sup>画<sup>ク</sup>不<sup>レ</sup>動<sup>ノ</sup>尊<sup>ノ</sup>之<sup>レ</sup>火<sup>ヲ</sup>炎<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>大<sup>ノ</sup>幸<sup>一</sup>乎。雖<sup>モ</sup>焚<sup>ク</sup>百<sup>ノ</sup>千<sup>ノ</sup>家<sup>ト</sup>不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>換<sup>ル</sup>焉。後世争<sup>ヒ</sup>求<sup>ム</sup>其<sup>ノ</sup>不<sup>レ</sup>動<sup>一</sup>。事<sup>ハ</sup>載<sup>ス</sup>于<sup>テ</sup>宇<sup>治</sup>拾<sup>遺</sup>集<sup>(2)</sup>。

良秀 俗姓は不明。また仏画工ともいう。ある日居宅が火災にかかり、逃れてその付近にいた。そして、目をこらしてその様子を望見してにっこりとはほえんでいた。顔見知りの者がやって来てそのわけを問うたところ、今幸いにも火が昇るのを目のあたりにして、製作中の不動明王の火炎を知ることができ、どうして大幸でないことがあろうか、仮りに百、千もの家を焼いたとて、これには代えられません、と答えた。後世の人々は、彼の描いた不動明王像を争い求めた。この事は『宇治拾遺物語』に載っている。

(1) 良秀 伝不詳。

(2) 事載宇治拾遺集 本伝は『宇治拾遺物語集』巻三の「絵仏師良秀家ノ焼ヲ見テ悦ブ事」に基づく。

勝法坊者<sup>(1)</sup> 法然上人之高弟也。性能<sup>ク</sup>画<sup>ス</sup>。曾<sup>テ</sup>写<sup>シ</sup>上人之像<sup>ヲ</sup>。請<sup>フ</sup>贊<sup>ヲ</sup>上人。觀<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>。左右<sup>ノ</sup>手持<sup>シ</sup>明鏡二面<sup>ニ</sup>。又盛<sup>リ</sup>水<sup>ヲ</sup>於器<sup>ニ</sup>。自<sup>ラ</sup>臨<sup>ミ</sup>之<sup>ヲ</sup>。考<sup>ヘ</sup>形容<sup>ノ</sup>之疑似<sup>ヲ</sup>。少<sup>ク</sup>有所<sup>ク</sup>違<sup>フ</sup>。則<sup>チ</sup>加<sup>ヘ</sup>胡粉<sup>ヲ</sup>。以<sup>テ</sup>是<sup>ヲ</sup>授<sup>ク</sup>勝法坊<sup>ニ</sup>。其後自<sup>ラ</sup>加<sup>フ</sup>贊詞<sup>ヲ</sup>。法然上人繪縁起<sup>ニ</sup>載<sup>ス</sup>之<sup>ヲ</sup>。

勝法坊は法然上人の高弟である。性来画に巧みであった。かつて上人の像を描いて、贊を上人に請うたことがあった。すると上人は、その画を見て、左右の手によく映る鏡二面を持ち、また水を器に盛って自身の姿を映し、その様を絵とひき合せて似ているところとそうでないところを観察し、多少とも相違するところがあれば自ら胡粉を加えてなおし、これを勝法坊に授けた。そして後に上人自らが贊詞を加えたのである。法然上人繪縁起にこの事を載せている。

(1) 勝法坊 伝不詳。

(2) 胡粉 ハマグリなどの貝殻を材料として粉末に製した、炭酸カルシウムを成分とする白色顔料。東洋絵画に、きわめて広範に用いられる。

(3) 法然上人繪縁起載之 法然上人伝を絵巻化したものは数種あるが、中で最も著名な「法然上人行状絵図」四八巻(知恩院蔵)の第八巻第七段に、この話を載せているが、多少叙述の相違はある。

なお、現在金戒光明寺に所蔵されている法然上人像は「鏡の御影」の伝称を持ち、図上の讚に勝法坊に与える由の偈があるが、ややのちの写しではないかともみられている。

乗台<sup>(1)</sup> 画工也。法然一夕夢中見淨土兼見善導大師<sup>(2)</sup>。醒後令乗台<sup>(3)</sup> 図其所見<sup>(4)</sup>。其後自宋朝善導大師之画像来。觀之則与夢中所見之像毫釐不差。是專修念仏之所致乎。今世所謂夢中善導者是也。法然上人絵縁起載之<sup>(5)</sup>。

乗台 画工である。ある夜法然が夢の中で浄土を見、あわせて善導大師の姿をも見た。そして醒めてから、その夢に見たさまを乗台に描かせた。その後、宋から善導大師の画像が将来されたが、これを見てみると夢に見たところを描かせた像と少しも違ふところがなかった。これまことに専修念仏のいたすところであろうか。今の世に言うところの夢中の善導大師像はこれをいうのである。法然上人絵縁起にこの話を載せている。

(1) 乗台 伝不詳。

(2) 善導大師 六一三〜六八一年。中国初唐の浄土教の僧。浄土五祖の第三祖。道緯に学んで中国浄土教を大成した。主著「観無量寿経疏」「往生礼讃」。

(3) 専修念仏 仏語の一般的意味としては、他の行をしないでひたすら念仏だけを唱えること。歴史的には主として法然流の念仏をさす。

(4) 夢中善導 従来問題にされてきた善導像としては知恩寺本が知られるが、これはいわゆる「夢の善導像」とは別系統のものと考えられる。徳水弘道「新発見・法然上人の『夢の善導像』」（『芸術新潮』第二八四号）参照。

(5) 法然上人絵縁起載之 法然上人の夢枕に善導が現われるということ自体は、決して後世の作り話ではなく、すでに法然自身の『選択本願念仏集』の末尾に語られており、法然の没後ほどなく成立した『源空聖人私日記』では、夢中の善導の姿が美化し

て叙述されている。このモチーフの絵画化は、絵伝の最古の形式を伝える「本朝祖師伝記絵詞」四卷（福岡県善導寺）のうちの第一巻や琳阿本法然上人絵伝九卷（妙定院）のうちの第三巻に見られ、増上寺本（残欠二巻の零本）で初めて、善導の姿を画師（それはまだ特定の名を記していない）に写しとらせるモチーフが付加されてくる。そして、その画師の名が乗台と記されるなどして話の筋が整備され、『画史』のごとき叙述になるのは、やはり「法然上人行状絵図」四八卷（知恩院蔵）の第七卷（第五段）においてであり、本伝もこれに基づくらしい。

なお、本伝に出てくる「夢の善導像」の仏教美術史的意味については、石田一良著『浄土教美術』（平楽寺書店、昭和三二年）第二章参照。

尊智<sup>(1)</sup> 以<sup>テ</sup>三<sup>テ</sup>絵<sup>ヲ</sup>事<sup>ヲ</sup>叙<sup>ス</sup>法<sup>眼</sup>。曾<sup>テ</sup>法<sup>然</sup>上<sup>人</sup>行<sup>状</sup>曰<sup>ク</sup>。四<sup>天</sup>王<sup>寺</sup>別<sup>当</sup>大<sup>僧</sup>正<sup>行</sup>慶<sup>撰</sup>倭<sup>漢</sup>往<sup>生</sup>伝<sup>(4)</sup>  
使<sup>テ</sup>尊<sup>智</sup>法<sup>眼</sup>画<sup>カ</sup>九<sup>品</sup>往<sup>生</sup>之<sup>人</sup>上<sup>(5)</sup>。入<sup>道</sup>相<sup>国</sup>頼<sup>実</sup>公<sup>九</sup>人<sup>(7)</sup>各<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>詠<sup>ニ</sup>歌<sup>一</sup>首<sup>(8)</sup>、又<sup>レ</sup>令<sup>テ</sup>菅<sup>宰</sup>  
相<sup>為</sup>長<sup>卿</sup>賦<sup>中</sup>四<sup>韻</sup>之<sup>唐</sup>詩<sup>上</sup>(9)。色<sup>紙</sup>形<sup>書</sup>者<sup>大</sup>納<sup>言</sup>教<sup>家</sup>卿<sup>所</sup>筆<sup>也</sup>(10)。

尊智 画事によって法眼に叙せられた。法然上人の行状記には次のように伝えている。四天王寺别当大僧正行慶（これの誤りである）が和漢の往生伝から選んで、尊智法眼に九品往生の人を描かせることがあった。この時、入道相国頼実公ら九人が各々歌一首を詠み、また菅宰相が長卿が四韻の唐詩を詠じた。そして色紙形の書は大納言教家卿の筆になるものである、と。

(1) 尊智 生没年不詳。十三世紀前半に活躍した絵仏師。興福寺一乘院の絵所に属し、後には松南院座の祖となった。尊智の画業

としては、本条に記されているもの以外に、建永二年（一二〇七）の最勝四天王院の御堂障子絵（『明月記』）、建暦三年（一二一三）の法勝寺塔壁画（『明月記』）、貞応元年（一二二二）の法隆寺舍利殿の太子御影（『別当記』）、貞応三年（一二二四）の四天王寺絵堂の聖徳太子絵伝、嘉禄元年（一二二五）の内山永久寺の十六善神像（『内山永久寺置文』）、正願院弥勒堂の弥勒来迎図、などが知られ、現在法隆寺に所蔵されている「聖徳太子勝鬘経講讀図」は前記貞応元年の作に該当するものと推定されている。このように尊智の画事は南都に關するものが少なくなく、室町時代の南部絵仏師間で、ともすると偶像視されたりしく、『尊智流絵所』などといった名称も行なわれた。

(2) 以繪事叙法眼 尊智が、法勝寺九重塔壁画を描いた功により法眼に叙せられたのは建暦三年（一二一三）のことである（『明月記』同年四月廿六日条）。

(3) 會法然上人行狀曰 以下の本条の記載は、「法然上人行狀繪図」四八巻中の第十五巻に記された、四天王寺絵堂復興の際の叙述に基づく。この事はすでに『門葉記』巻六八に記され、それは貞応三年四月のことであった。

(4) 四天王寺別当大僧正行慶 行慶の伝は不詳。ただし『画史』によれば、この時行慶が四天王寺別当であったかの如くであるが、これは誤り。前記『門葉記』「法然上人行狀繪図」などによれば、当時四天王寺の別当にはかの慈円が補任されており、ちようどその時大僧正行慶は寺務（寺院の事務執行代表者）をつとめていたのである。ちなみに慈円が四天王寺別当職に補されたのは承元元年（一二〇七）十一月三十日のことである。

(5) 撰倭漢往生伝 「法然上人行狀繪図」によれば、『新修往生伝』『戒珠集』『後拾遺往生伝』『保胤往生伝』『続本朝往生伝』の名が見える。

(6) 九品往生 極楽往生する者の、能力や性質の差によって受ける九つの階位、すなわち上品上生から下品下生をいう。

(7) 入道相国頼実公 歌人藤原頼実のこと。久寿二年（一一五五）嘉禄元年（一二二五）。左大臣藤原経宗の子。正治元年太政大臣、元久元年従一位。建保四年（一二二六）出家。法名は顯正。和歌は『千載集』『新古今集』などに十数首載せられている。なお、相国は太政大臣、また左大臣・右大臣の唐名。

(8) 菅宰相為長卿 寛元四年（一二四六）八九才で没す。大藏卿・式部大輔。なお、宰相は參議の唐名。

(9) 四韻之唐詩 四韻は脚韻が四つある八句の詩すなわち律詩のこと。この部分、「法然上人行狀繪図」には「四韻の周詩」とある。

- (10) 色紙形 屏風、障子などに色紙の形に切った紙を貼ったり、色紙の形を描いて彩色などを施して、詩・歌・文などを書いたもの。  
(11) 大納言教家卿 藤原教家。建長七年(一一五五)六二才で没す。

土佐局<sup>(1)</sup> 善<sup>ク</sup>画<sup>ヲ</sup>。仕<sup>ニ</sup>待賢門院<sup>(2)</sup>。曾<sup>チ</sup>並岡山下<sup>(3)</sup>法金剛院<sup>(4)</sup>有<sup>リ</sup>待賢門院<sup>(5)</sup>離宮。使<sup>テ</sup>土佐局<sup>(6)</sup>画倭国名勝地<sup>(7)</sup>。図<sup>ヲ</sup>於<sup>リ</sup>其障子<sup>(8)</sup>上<sup>(9)</sup>。所<sup>レ</sup>在<sup>ル</sup>其上<sup>(10)</sup>。色紙形之歌者法性寺殿<sup>(11)</sup>下書<sup>ク</sup>之<sup>(12)</sup>。詳見<sup>ニ</sup>于三語集<sup>(13)</sup>。

土佐局 画をよくした。待賢門院に仕えた。かつて、双ヶ丘<sup>(14)</sup>のふもとの法金剛院にあった待賢門院の離宮にて、その障子に土佐局をして日本の名勝地図を描かしめた。その上部にある色紙形の歌は、法性寺殿下が書いたものである。詳しくは『三語集』に見えている。

- (1) 土佐局 生没年不詳。春日神主従三位大中臣時広の女という。  
(2) 待賢門院 本名、藤原璋子。康和三年(一一〇一)久安元年(一一四五)。権大納言藤原公実の子。鳥羽天皇の皇后で、天治元年(一一二四)院号宣下。御願寺として法金剛院と円勝寺を建立した。  
(3) 並岡 京都市右京区御室にある丘。  
(4) 法金剛院 京都市右京区花園にある律宗の寺。承和年間、清原夏野が山荘の跡に開創した双丘寺に始まる。大治五年(一一三〇)待賢門院が再建して現在名を称した。  
(5) 法性寺殿下 藤原忠通のこと。承徳元年(一一〇九七)長寛二年(一一六四)。忠実の子。摂政・関白。従一位。詩・和歌にすぐれ、能書家で法性寺流の始祖とされる。

(6) 三語集 ふつう参語集につくる。東寺長者行遍(文永元年寂。年八四)著。

僧都珍海<sup>(1)</sup> 醍醐寺僧而住禪那院。性能画。旧記曰。其師三寶院定海欲下教珍海。画曼陀羅<sup>(2)</sup>。珍辞之。一夜山神入珍夢責其不肯画而自橋上蹴倒。珍醒而驚。則写曼陀羅<sup>(3)</sup>。然其所画之痕甚多。珍至今矣。吾近遊醍醐寺。有観下之画文殊粉本<sup>(4)</sup>。其裏有建仁二年十月珍海筆之字。筆法上古之風而已。或曰住東大寺。

僧都珍海 醍醐寺の僧で禪那院に住んでいた。性来画をよくした。旧記に次のような話を載せている。彼の師である三寶院の定海が、珍海に曼荼羅を描かせようとしたが、珍海は断つた。するとある晩、山神が彼の夢の中にあらわれて曼荼羅を描くことを承知しないことを責めたて、橋上から蹴倒した。珍海は夢から醒めて驚き、たちまち曼荼羅を写した、というのである。しかして彼の手になる作品は大変多く、珍重されて今に伝えられている。私は最近醍醐寺に遊ぶことがあり、彼が描いた文殊菩薩像の粉本を見た。その裏には建仁二年十月珍海筆の字があった。筆法は全く古様である。あるいはまた、珍海は東大寺に住したとも言われている。

(1) 僧都珍海 寛治五年(一一〇九)〜?。没年には仁平二年(一一五二)と永万元年(一一六五)の二説あり。絵師藤原基光の子。三論宗の碩学で東大寺已講。『決定往生集』など、著書も少なくない。とくに密教図像をよくし、教王護国寺に残る聖天

像に「珍海已講筆天下第一絵師」と記されている。その他珍海筆様のものに「仁王經五方諸尊図」(教王護国寺藏)の南方幅や「騎獅文殊像」(プリンストン大学藏)などがある。また久安四年(一一四八)には「釈迦靈鷲山說法図」(ボストン美術館藏)を補修している。なお、珍海の事績全般については平子鐸嶺「珍海已講」(同著『仏教芸術の研究』所収)、小野玄妙「珍海已講の事績とその芸術」(同著『仏教の美術と歴史』所収)参照。

(2) 醍醐寺僧而住禪那院 これによると禪那院なるものはあたかも醍醐寺にあったかのような印象を与えるが、実際は東大寺にあったものである。

(3) 旧記曰云々 ここに言う「旧記」とはいかなるものか不明。ただし、『醍醐寺新要録』所引報物集や『秘抄見聞』に類似の話があり、何らかの関連があるものと思われる。なお『山城名勝志』卷十七の一言寺の条にも「旧記云」として『画史』とほとんど同様の話を載せている。

(4) 定海 承保二年(一一七五)久安五年(一一四九)源頼房の子。永久四年(一一一六)醍醐寺座主。長承元年(一一三二)東寺の長者に加わり、続いて東寺一の長者になる。東密醍醐三流中の三宝院流は定海に始まる。

(5) 建仁二年 西暦一一〇二年。

根来寺開山覺鑊上人 天性能画仏像祖師。託間為遠伝画法、尤善梵書。其梵字多用木筆。則以木筆淡墨図不動尊像。生意発動有神妙。後世善梵書如梅焉者、善画如朗然者見皆絶歎。以為非凡手之所及者。

根来寺開山覺鑊上人 性来よく仏像・祖師を描いた。託間為遠が画法を伝えた。もっとも梵字の書をよくし、その梵字の多くは木筆を用いた。そこで木筆・淡墨で不動明王像を描いた。生意発動し、神妙の域に達してい



る。後世の、梵書をよくした悔焉が如き者、また絵をよくした朗然が如き者、この絵を見て皆絶賛・感嘆した。凡手の及ぶ所ではない、と思つたのであろう。

- (1) 根来寺開山覚鑿上人 根来寺及び覚鑿の伝については、託摩為遠伝を参照のこと。
- (2) 祖師 一宗一派を開いた僧をいう。
- (3) 託問為遠 別に伝あり。
- (4) 梵書 梵字で書かれたた書物。梵字は、古代インドで行なわれた Devanāgarī という字体から発達した文字で、梵語すなわちサンスクリットを記載するのに用いる文字。わが国ではその一体が行なわれた。
- (5) 木筆 弘法大師伝、注(8)参照。
- (6) 悔焉 不詳。
- (7) 朗然 不詳。

真海僧都<sup>(1)</sup> 者蓮藏院実深僧正<sup>(2)</sup>弟子也。書画並善<sup>(3)</sup>。曾画三三三院<sup>(4)</sup>、山水屏風及二天像<sup>(5)</sup>。

真海僧都は蓮藏院実深僧正の弟子である。書画共によくした。かつて醍醐寺三三三院の山水屏風と二天像を描いた。

- (1) 真海僧都 生没年不詳。醍醐寺の僧。数年間、入宋した。
- (2) 蓮藏院実深僧正 建永元年(一一〇六)~建治元年(一二七七)。東寺の長者。俗姓は源氏。大納言顯国の子。成賢僧正について灌頂をうけ、のち報恩院流(東密の一派)の始祖憲深に従つて重受し、ついにその一流を継いだ。なお、『西史』に「蓮藏

院」とするが、『密宗血脈抄』に「実深僧正、蓮華院と号す」とあり、誤りか。

- (3) 會画三寶院山水屏風及二天像 該当作品不明。『密宗血脈抄』に「真海僧都者、無双能筆ナル間、三寶院山水屏風、并十三天屏風、同此筆也」とあるに拠ったか。『画史』に「三天屏風」とするは、やはり誤り。

三寶院は京都市伏見区にある真言宗醍醐派の總本山で、醍醐寺の主院永久三年(一一一五)醍醐寺第七世勝覺の創建。なお、山水屏風については弘法大師伝、注(10)、十三天屏風については宅間勝賀伝、注(19)参照のこと。

能恵得業<sup>(1)</sup> 梅尾<sup>(1)</sup> 僧也。性嗜<sup>(1)</sup>画<sup>(1)</sup>。其所<sup>(1)</sup>写<sup>(1)</sup>在<sup>(1)</sup>梅尾<sup>(1)</sup>。

兼康<sup>(3)</sup> 未詳<sup>(3)</sup>其<sup>(3)</sup>姓氏<sup>(3)</sup>。是亦<sup>(3)</sup>明恵<sup>(3)</sup>之時<sup>(3)</sup>人<sup>(3)</sup>而有<sup>(3)</sup>画<sup>(3)</sup>凶<sup>(3)</sup>之名<sup>(3)</sup>。能恵・兼康共<sup>(3)</sup>見<sup>(3)</sup>于<sup>(3)</sup>梅尾<sup>(3)</sup>書画之目錄<sup>(7)</sup>。

能恵得業<sup>(1)</sup> 梅尾<sup>(1)</sup>高山寺の僧である。性来、絵をたしなみ、その画いたものは高山寺にある。

兼康 その姓氏は未詳。彼もまた明恵上人と同時代の人で、画技により有名であった。能恵・兼康ともに梅尾の書画目録に見える。

- (1) 能恵得業 ? 嘉応元年(一一六九)。中御門内大臣宗能の子。東大寺に入り、法相・真言を学ぶ。例えば『百鍊抄』嘉応元年四月十八日条には「東大寺大法師能恵」とあり、当初から高山寺の僧であったわけではないらしい。なお得業とは、きめられた仏道修行をおさめ終えること、ないしその人をいう。

ちなみに、能恵があるとき大般若經書写を企てたが途中で息絶え、再び蘇生して完成させたという蘇生譚は、時人の驚異を

呼んだらしく、十三世紀に製作された「能恵法師絵詞」（広隆寺藏）は、この物語を主題としたものである。  
(2) 其所写在栴尾 この点については他に所見なく、能恵の画事そのものについても不詳。

(3) 兼康 生没年不詳。

(4) 未詳其姓氏、『扶桑名画伝』には「姓恐らくは宗岡氏、諱は兼康、内舎人なり、宗内と号す」とある。

(5) 明恵 「宅間澄賀」条、注(8)参照。

(6) 有画図之名 兼康の画業としては、尊智・康俊・光時らと共に最勝四天王院の障子に名所絵を描いたこと（『明月記』建永二年五月十四、廿四日条・同六月四日条）、法勝寺九重塔関係の画事（『明月記』建暦三年四月廿六日条）、孔子像（『民経記』寛喜四年三月十六日条）、蹲子入内料月次屏風（『明月記』寛喜元年十一月十四日条）、高山寺禅定（堂）院内持仏堂の毘沙門天像（『高山寺縁起』）などが知られる。

(7) 栴尾書画之目錄 これがいかなる書物を指しているのが正確なことはわからないが、『寺社宝物展覧目錄』高山寺条に「一、義湘元曉絵并能恵得業絵等納一合 一、兼康筆絵本一卷此様蓋在之」とあり、ほぼ同内容の記事は、寛永十年本『高山寺聖教目錄』や同年の『高山寺曲子入六号目錄』にも見られ、さらにさかのぼっては建長二年（一二五〇）のものと同定される『高山寺聖教目錄』にすでに見られるのである。これらの記事中の「兼康筆絵本」の内容はわからないが、「能恵得業絵」は先に注(1)にふれるところのあった広隆寺本「能恵法師絵詞」に相当する可能性が高く、従って能恵の筆ではもとよりあり得ない。梅津次郎「能恵法師絵詞について」（『同著絵巻物叢誌』所収）参照。

良賀<sup>(1)</sup> 以<sup>(2)</sup>三画<sup>(3)</sup>工<sup>(4)</sup>叙<sup>(5)</sup>法<sup>(6)</sup>眼<sup>(7)</sup>位<sup>(8)</sup>。曾<sup>(9)</sup>土<sup>(10)</sup>御<sup>(11)</sup>門<sup>(12)</sup>院<sup>(13)</sup>承<sup>(14)</sup>元<sup>(15)</sup>二<sup>(16)</sup>年<sup>(17)</sup>。和<sup>(18)</sup>州<sup>(19)</sup>当<sup>(20)</sup>麻<sup>(21)</sup>寺<sup>(22)</sup>。僧<sup>(23)</sup>鏡<sup>(24)</sup>忍<sup>(25)</sup>坊<sup>(26)</sup>。良<sup>(27)</sup>喜<sup>(28)</sup>坊<sup>(29)</sup>。恵<sup>(30)</sup>阿<sup>(31)</sup>弥<sup>(32)</sup>

等<sup>(33)</sup>合<sup>(34)</sup>心<sup>(35)</sup>。欲<sup>(36)</sup>図<sup>(37)</sup>新<sup>(38)</sup>曼<sup>(39)</sup>陀<sup>(40)</sup>羅<sup>(41)</sup>。憑<sup>(42)</sup>按<sup>(43)</sup>察<sup>(44)</sup>使<sup>(45)</sup>藤<sup>(46)</sup>原<sup>(47)</sup>光<sup>(48)</sup>親<sup>(49)</sup>奏<sup>(50)</sup>之<sup>(51)</sup>。有<sup>(52)</sup>勅<sup>(53)</sup>許<sup>(54)</sup>。詔<sup>(55)</sup>絵<sup>(56)</sup>師<sup>(57)</sup>良<sup>(58)</sup>賀<sup>(59)</sup>源<sup>(60)</sup>慶<sup>(61)</sup>合<sup>(62)</sup>写<sup>(63)</sup>之<sup>(64)</sup>。

今<sup>(65)</sup>所<sup>(66)</sup>在<sup>(67)</sup>当<sup>(68)</sup>麻<sup>(69)</sup>寺<sup>(70)</sup>之<sup>(71)</sup>新<sup>(72)</sup>曼<sup>(73)</sup>陀<sup>(74)</sup>羅<sup>(75)</sup>是<sup>(76)</sup>也<sup>(77)</sup>。

良賀 画工の仕事で法眼の位に叙せられた。かつて土御門天皇の承元二年、大和国当麻寺の僧である鏡忍坊・良喜坊・恵阿弥らが心を合せて新曼荼羅を描こうとして、按察使藤原光親を通じてこの事を上奏したところ、勅許があった。そこで絵師の良賀・源慶に写させたのである。今、当麻寺にある新曼荼羅がこれである。

- (1) 良賀 生没年不詳。本伝に見える以外の良賀の画業としては、建仁二年(一一〇二)の仙洞の熾盛光法の曼荼羅(『門葉記』)、建保元年(一一二一)の法勝寺九重塔壁画(『明月記』)が知られる。
  - (2) 叙法眼位 良賀が法眼に叙せられたのは、建保元年のことである(『明月記』同年四月二六日条)。
  - (3) 土御門院 第八三代。在位、建久九年(一一九八)〜承元四年(一一二〇)。
  - (4) 承元二年 西暦一一〇八年。
  - (5) 鏡忍坊良喜坊恵阿弥等 いずれも伝不詳。ただし良喜坊は長喜坊の誤りか。注(8)参照。
  - (6) 按察使藤原光親 安元二年(一一七六)〜承久三年(一一二二)。権中納言光雅の子。後鳥羽院の近臣。官位は正二位権中納言。按察使、檢非違使別当。按察使は、養老三年(七一九)に創設された地方行政監督官。平安時代以後は全く形骸化し、名のみ残った。
  - (7) 源慶 別伝、次項にあり。
  - (8) 今所在当麻寺之新曼陀羅是也 いわゆる当麻曼荼羅は、正しくは觀無量寿経变相図(觀経变)と称すべきもので、現在、当麻寺には、その根本曼荼羅たる八世紀の綴織本を存する。これは後に破損が進んだため十三世紀中期に板張にされ(板張曼荼羅)、下って江戸時代に掛幅装となって今に伝わっているものである。
- この曼荼羅は、鎌倉時代以後しばしば転写され、その第一転とされるのが、良賀伝に載せられたもので、この時の転写本は結局建保五年(一一二七)に完成し、建保新曼荼羅と呼ばれる。そして、この間の事情は、西誉が永享八年(一四三六)に完成した『当麻曼荼羅疏』巻八に詳しい(『浄土宗全書』所収)。ちなみに、この書によると、良喜坊は長喜坊になっている。
- なお、建保新曼荼羅は、いま京都禅林寺に所蔵される大幅のものがそれであるとも言われるが、確証はない。また当麻寺に

もう一つ所蔵されているものは、いわゆる文龜曼茶羅で、前述の板張曼茶羅からの室町時代の模本である。

源慶<sup>(1)</sup>  
叙<sup>ス</sup>法<sup>ニ</sup>眼<sup>ニ</sup>。与<sup>ト</sup>良<sup>ニ</sup>賀<sup>ト</sup>預<sup>ル</sup>曼<sup>ニ</sup>茶<sup>ニ</sup>羅<sup>ノ</sup>絵<sup>ノ</sup>事<sup>ニ</sup>。画<sup>ニ</sup>絵<sup>ニ</sup>未<sup>ク</sup>成<sup>ラ</sup>源<sup>ノ</sup>慶<sup>ノ</sup>罹<sup>リ</sup>病<sup>ニ</sup>而<sup>シ</sup>死<sup>ス</sup>。

源慶 法眼に叙せられた。良賀と共に曼茶羅の新写に加わっていたが、未完成のうちに源慶は病気にかかって没した。

(1) 源慶 生没年不詳。巨勢派の画家。「古画備考」も「巨勢派系図」によって「巨勢弘高七代兼茂子、有宗弟」とする。なお、源慶及び次の源尊に関しては、やはり『当麻曼茶羅疏』巻八に記述がある。良賀・源尊伝参照。

源尊<sup>(1)</sup>  
源慶<sup>ノ</sup>子<sup>ニ</sup>也。慶<sup>シテ</sup>死<sup>ス</sup>後<sup>ニ</sup>共<sup>ニ</sup>良<sup>ト</sup>賀<sup>ト</sup>成<sup>ス</sup>曼<sup>ニ</sup>茶<sup>ニ</sup>羅<sup>ノ</sup>図<sup>ヲ</sup>。後<sup>ニ</sup>叙<sup>ス</sup>法<sup>ニ</sup>眼<sup>ニ</sup>。

源尊は源慶の子である。源慶が没したのち、良賀と共に曼茶羅の新写を完成した。後に法眼に叙せられた。

(1) 源尊 生没年不詳。寛元元年（一二四三）の七仏薬師法本尊に関与した源尊（『門業記』）、また『吉黄記』建長五年（一二二五）十二月廿二日条に見える源尊と同一人物か。「巨勢派系図」に源慶はあるが、どうしたことが源尊の名はみえない。なお良賀・源慶伝参照。

藤原隆能<sup>(1)</sup> 大織冠<sup>(2)</sup>裔。中納言正二位藤原清隆<sup>(3)</sup>子。絵所始<sup>(4)</sup>而画工名手也。叙<sup>(5)</sup>正五位下<sup>(6)</sup>、任<sup>(7)</sup>主殿頭<sup>(8)</sup>。勸修寺家庶流也。中古以来、所謂絵所者自<sup>(9)</sup>此<sup>(10)</sup>時始<sup>(11)</sup>乎。

藤原隆能 大織冠藤原鎌足公の後裔で、中納言正二位藤原清隆の子である。絵所の最初で、名高い画工であった。正五位下に叙せられ、主殿頭に任ぜられた。勸修寺家の庶流である。中古以来のいわゆる絵所はこの隆能から始まったものであろうか。

- (1) 藤原隆能 生没年不詳。平安後期の絵師。その画業としては、藤原忠実七十賀の時絵硯箱絵様(『台記別記』久安三年三月条)鳥羽心剛院の扉絵を描いて正五位下に叙せられたこと(『台記』及び『兵範記』仁平四年(久寿元年)八月九日条)、鳥羽上皇肖像(『吉記』承安四年九月廿二日条。これに、「故能隆」とあり。)が知られる。久寿二年(一一五五)には三河守に任ぜられている(『兵範記』同年十二月廿九日条)。また、江戸時代の鑑定家により、現存「源氏物語絵巻」の筆者とされ、早くから「隆能源氏」の名が伝わるが、もとより確証はない。
- (2) 大織冠 大化三年(六四七)制定の七色十三冠位の最高位。これを与えられたのは藤原鎌足一人であったため、鎌足の異称となった。

- (3) 藤原清隆子 「尊卑分脈」は隆能の父を、「正二位中納言清隆卿」とも「正五位下左衛門佐清綱」とも伝え、定まらない。絵所始而 絵所については「画官」・「画所」の条参照。「尊卑分脈」は、隆能が絵所預に任ぜられたことを伝える。ただし永納は本伝の末尾にも隆能を絵所の祖とする意見をもらしているが、もとより不当。やはり「尊卑分脈」に「絵所一流祖」とあるのに拠ったものか。

- (5) 主殿頭 主殿寮の長官。従五位下相当官。主殿寮は令制で宮内省に属し、輿・輦<sup>(12)</sup>などの行幸用具や宮中調度の帷帳に関すること、燈燭・薪炭・湯沐など火に関すること、および殿庭の清掃のことをつかさどった役所。なお「尊卑分脈」は、隆能の官歴

に關し、他に藏人・出雲守・淡路守を伝えている。

- (6) 勸修寺家 藤原冬嗣の六男良門の孫定方が外戚宮道氏の邸跡に勸修寺を建て、居としたのに始まる。のち勸修寺本家のほか、分流の甘露寺・葉室・万里小路・清閑寺・中御門などの十三家を勸修寺家と総稱。

藤原隆親<sup>(1)</sup> 隆能<sup>(2)</sup>子也。任<sup>シ</sup>備前守<sup>ニ</sup>、又為<sup>ル</sup>伊予守<sup>ト</sup>。叙<sup>ス</sup>從五位下<sup>ニ</sup>。晩年任<sup>ズ</sup>中務少輔<sup>ト</sup>。始<sup>メ</sup>名隆

成<sup>(4)</sup>。曾<sup>テ</sup>為<sup>ル</sup>繪所<sup>ト</sup>。

藤原隆親 隆能の子である。備前守に任ぜられ、また伊予守にもなった。從五位下に叙せられ、晩年は中務少輔に任ぜられた。始めの名は隆成である。かつて繪所に属した。

- (1) 藤原隆親 生没年不詳。以下の伝は、『尊卑分脈』の隆親条とはほぼ同じ。ただし繪所に属したことについては他に所見なし。  
(2) 隆能 藤原隆能のこと。前伝あり。  
(3) 中務少輔 令制での中務省の次官。定員一人。從五位上相当。中務省は令制での八省の一つで、宮中の政務を取り扱った。卿以下の四等官は天皇に近侍し、詔勅の宣下や位記の発行、上表の受納などをつかさどった。  
(4) 始名隆成 この点に關し、『玉葉』治承二年七月六日条に、建春門院仏經供養本尊の釈迦三尊像を描いた「中務少輔隆成」の名があることが注目される。しかし、これがはたして隆親と同一人物であり、そのもとの名であるかどうかは判断しがたい。

藤原行智 隆能<sup>(1)</sup>子、隆親<sup>(2)</sup>弟也。有<sup>リ</sup>三画名<sup>ト</sup>。

藤原行智 藤原隆能の子で、隆親の弟にあたる。画名があった。

(1) 藤原行智 『尊卑分脈』に載るも、伝の詳細は不明。なお隆能・隆親については、前に伝あり。

藤原忠季朝臣 為<sup>(1)</sup>頭中<sup>(2)</sup>將<sup>(3)</sup>、于<sup>(4)</sup>時法性寺<sup>(5)</sup>執行法印能円女督<sup>(6)</sup>典侍有<sup>(7)</sup>国色<sup>(8)</sup>、忠季久雖<sup>(9)</sup>恋<sup>(10)</sup>之<sup>(11)</sup>不相<sup>(12)</sup>從<sup>(13)</sup>、一日入<sup>(14)</sup>夜雪降<sup>(15)</sup>尺余、忠季因<sup>(16)</sup>公事<sup>(17)</sup>乘<sup>(18)</sup>馬而詣<sup>(19)</sup>闕、忠季自画<sup>(20)</sup>雪中<sup>(21)</sup>之景<sup>(22)</sup>、使<sup>(23)</sup>六<sup>(24)</sup>位<sup>(25)</sup>投<sup>(26)</sup>送<sup>(27)</sup>督局中<sup>(28)</sup>、督取<sup>(29)</sup>而視<sup>(30)</sup>之、因生<sup>(31)</sup>哀憐<sup>(32)</sup>之情<sup>(33)</sup>乎、又愛<sup>(34)</sup>其画<sup>(35)</sup>、因<sup>(36)</sup>平<sup>(37)</sup>、無<sup>(38)</sup>幾<sup>(39)</sup>而為<sup>(40)</sup>雲雨<sup>(41)</sup>之盟<sup>(42)</sup>、其後數年互相通<sup>(43)</sup>果生<sup>(44)</sup>少將親<sup>(45)</sup>平<sup>(46)</sup>、見<sup>(47)</sup>于古今著聞集<sup>(48)</sup>。

藤原忠季朝臣 頭中將となった人である。法性寺の執行法印能円の女の督典侍は天下第一の美女という評判で、忠季も久しい間思いを懸けていたけれども、なびく気配はなかった。雪が一尺余りも降りつもったある夜、忠季は公事によって馬に乗り参内することがあった。その時忠季は自ら雪景色を描き、六位の藏人に督の局の中に投げ送らせた。督はこれを手にとって見て、あわれの情を催したのか、またその画を心よく思ったのか、ほどなく契りを結んだ。その後数年間相通じ、やがて少將親平を生んだ。『古今著聞集』に見えている。

(1) 藤原忠季朝臣 師実公流中山。内大臣忠親男。正四位下。建久七年(一一九六)卒。



(2) 頭中將 近衛中將で藏人頭に補せられたもの言う。

(3) 法性寺執行法印能円 能円は惟孝流。法性寺は京都市東山区本町にある浄土宗西山禪林寺派の寺。延長三年(九二五)藤原忠平が創建。ただし、本伝の典拠となった『古今著聞集』の写本のうち、学習院図書館蔵本・九条家旧蔵本には「法性寺」とあるが、宮内庁書陵部蔵本などは「法勝寺」とする。執行は寺の事務または法会を管掌する役名。

(4) 督典侍 能円の女の時子をさす。典侍は後宮十二司の一つである内侍司(ないしのかみ)の女官で、尚侍の次位。ないしのすけ。従六位相当後に従四位相当、また二位・三位に上る者もあった。

(5) 六位 六位の藏人、すなわち藏人のうちで六位の者。人員はおおよそ四人で、毎日交替で宮中の御膳(ごぜん)の給事や雑事に当った。

(6) 局 宮中や貴人の邸宅などにおいて、主としてそこに仕える女性の住む私室として、仕切りへだてた部屋。

(7) 雲雨之盟 中国の戦国時代、楚の襄王が高唐に遊んだ時、朝には雲となり、夕には雨になるという巫山(ふさん)の神女を夢みて、これとちぎったという故事から、男女のちぎりを雲雨という。

(8) 親平 右少将。正六位下。

(9) 見于古今著聞集 『古今著聞集』巻八、頭中將忠季督の典侍に絵を贈る事。なお、忠季の画業については、同書巻三の「中山太政入道頼実除目に管文の三の説を夜ごとに換へて取る事」にも語られている。

(担当・竹居)

尊海<sup>(1)</sup> 世称<sup>(2)</sup>芝法眼<sup>(3)</sup>。南都興福寺、東大寺其所<sup>(4)</sup>画多<sup>(5)</sup>。春日安居屋有<sup>(6)</sup>相撲節会<sup>(7)</sup>、屏風<sup>(8)</sup>。以<sup>(9)</sup>

是<sup>(10)</sup>觀<sup>(11)</sup>之<sup>(12)</sup>則疑<sup>(13)</sup> 是春日之絵所乎<sup>(14)</sup> 余觀<sup>(15)</sup>彼<sup>(16)</sup>所<sup>(17)</sup>画<sup>(18)</sup>。  
阿弥陀像<sup>(19)</sup>。

尊海 世に芝法眼と称した。南都の興福寺や東大寺に描いた絵が多く存している。春日神社の安居屋に相撲節会屏風が有る。この屏風によって推察すると、尊海は春日の絵所であろうか。私は尊海の描いた阿弥陀像を観た。

- (1) 尊海 『古画備考』に「成徳孝法眼考云、其年代ヲ記サズ、暫録倉時代中頃ト定ム、又云宅間為行比、」とあるが、じつは室町時代の画家。文明六年（一四七四）以後の生存が知られ、永正・大永（一五〇四〜二七）のころに活躍した。現存作品としては岐阜新長谷寺蔵「不動二童子図」などがある。
- (2) 相撲節会屏風 相撲節会は天皇が内裏で相撲をごらんになる儀で、七月に行われた。承安四年（一一七四）に廃止。平安時代には詩歌の対象となっており、画題ともなった。

卜有<sup>(1)</sup> 別号<sup>ニ</sup>宗軒<sup>ト</sup>。画<sup>ッ</sup>東大寺縁起<sup>(2)</sup>。与<sup>ニ</sup>琳賢<sup>ト</sup>同<sup>シ</sup>。時<sup>ハ</sup>疑<sup>ハ</sup>是東大寺之絵所乎<sup>(4)</sup>。

卜有 別に宗軒とも号した。「東大寺縁起」（これが誤りなこ）を描いている。琳賢と同時代の人である。おそらくは東大寺絵所に属す絵師であろうか。

- (1) 卜有 東大寺の鎮守手向山八幡宮の縁起（八幡宮縁起絵巻）の絵を描いており、天文四年（一一三五）年頃活躍したことが知られる。
- (2) 東大寺縁起 「八幡宮縁起絵巻」の誤り。天文四年（一一三五）成立。詞書は西室公順。この縁起は、神后皇后の三韓征伐から応神天皇の誕生、この二神に姫大神を加えた三神が八幡に祭られる由来など先行八幡縁起を踏襲しており、巻末の東大寺八幡影向の一段のみを付加したものである。なお、この八幡縁起は、天文年間の東大寺八幡社殿造替の勧進のために作成された。
- (3) 与琳賢同時 琳賢が大仏縁起絵巻を描いたのは天文五年（一一三六）であり、大仏縁起の作成目的も八幡縁起と同じである。琳賢の伝は前出。
- (4) 疑是東大寺之絵所乎 『東大寺絵所日記』には宗軒（卜有）の名を見出しえないが、『後奈良院宸記』天文四年九月十一日条に「大和国絵師」とあることから、東大寺の絵師と判断してもよいであろう。

定禪<sup>(1)</sup> 曾叙<sup>テ</sup>法橋<sup>ニ</sup>。住<sup>ス</sup>於<sup>テ</sup>洛<sup>ノ</sup>第七<sup>ニ</sup>條<sup>ニ</sup>。本願寺、元祖親鸞上人、伝記載<sup>(2)</sup>。上人之弟子入西房請<sup>フ</sup>上人<sup>一</sup>。則使<sup>テ</sup>定禪<sup>ニ</sup>画<sup>シ</sup>其真<sup>ト</sup>。今藏<sup>ス</sup>本寺<sup>一</sup>。

定禪 かつて法橋に叙せられた。京都七条辺に居住していた。このことは本願寺の元祖である親鸞上人の伝記に載っている。親鸞の弟子入西房は、上人に請うて親鸞の御影を定禪に描かせた。この御影は今も本願寺に蔵している。

- (1) 定禪 伝不詳。定禪が親鸞の御影を描いたのは仁治三年（一二四二）九月二十一日のことである。この時、親鸞は七〇歳。
- (2) 親鸞上人伝記 親鸞の行状を編年的に記した「親鸞慈伝」二卷（覚如撰、浄賀画、<sup>永仁三年</sup>一二九五）のこと。しかし、今日ではこの原本は存せず、いくつかの転写本が四巻のかたちで伝わる。東本願寺蔵の康永二年（一二三三）本には第二巻第四段に定禪が親鸞の御影をえがくことがある。
- (3) 入西房 建長四年（一二五二）没。常陸の人。はじめ比叡山に登り天台宗を学ぶが、晩年になって常陸に帰り、親鸞に帰依して弟子となった（『大谷本願寺通紀』）。

僧浄賀<sup>(1)</sup> 叙<sup>ス</sup>法眼<sup>ニ</sup>。居<sup>ス</sup>信州康楽寺<sup>ニ</sup>。始画<sup>ク</sup>本願寺、元祖親鸞上人之行状<sup>(2)</sup>。書<sup>ス</sup>其詞<sup>ヲ</sup>、上人之後覚如上人也。末寺、僧徒伝<sup>ス</sup>写<sup>シ</sup>之<sup>ヲ</sup>。是謂<sup>フ</sup>画伝<sup>(3)</sup>。浄賀所画<sup>ク</sup>今藏<sup>ス</sup>本寺<sup>一</sup>。

僧浄賀 法眼に叙せられた人である。信濃国康楽寺に住した。始めて本願寺の元祖親鸞上人の行状を描いた。

詞書を書いたのは上人の外曾孫覚如上人である。末寺の僧徒はこれを伝え写し、これを画伝という。浄賀の描いたものは今も本願寺に蔵されている。

- (1) 浄賀 信濃国塩崎の康楽寺第二世で、康楽寺と号した。覚如に従って浄土真宗専属の絵仏師として活躍。延文元年(一三五六)八二歳で没したと伝う。浄賀以後、代々この画系はうけつがれ康楽寺派と称した。この派の画工としては、康永二年(一三四三)に「本願寺聖人伝絵」(東本願寺蔵)を描いた円寂(円舜と同一人か)・宗舜がよく知られている。
- (2) 始画本願寺元祖親鸞上人之行状 「親鸞上人絵伝」のこと(定禅の項注(2)参照)。永仁三年(一二九五)十月十二日に報恩謝徳のために制作された。この最初の親鸞上人絵伝は元弘二年(一二三三)兵火に罹り失われた。現存遺品のうち最も古いのは、西本願寺蔵「善信聖人絵」(琳阿本)、及び高田本であるが、それらには最初の親鸞上人絵伝の奥書を写しながらも絵師の名は見られない。「画工 法眼浄賀号康楽寺」と絵師の名が転写されるのは東本願寺の康永二年本からである。なお高田本については浄賀画の可能性が推測されている(源豊宗「親鸞聖人伝絵の研究」『日本絵巻物全集』第二〇巻所収)。
- (3) 覚如上人 文永七年(一二七〇)と観応二年(一三五二)。諱は宗昭。別号蒙攝。親鸞の外曾孫、本願寺第二世如信上人の從姪、父は本願寺留守職の宗恵。はじめ大内記藤原業範に外典を習い、澄海、淨珍、行賞等から顯密法相を学ぶ。弘安十年(一二八七)大谷に入り、如信より真宗の口訣を得た。延慶三年(一三一〇)宗務を嗣いで本願寺第三世となったが、実質的に本願寺の基を築いたのは覚如であった。覚如の撰じた親鸞絵伝は諸本が伝わっており、覚如じしん直接関与したと考えられているものには、先にあげたものほかに、康永三年(一三四四)の「本願寺親鸞聖人絵伝」(千葉・照願寺蔵)、貞和二年(一二三四六)の「本願寺聖人親絵伝」(東本願寺蔵)がある。覚如の没した観応二年(一三五二)には、その生涯を追慕して「慕婦絵」(西本願寺蔵)が制作された。覚如の子慈俊の撰。絵は藤原隆章・隆昌。
- (4) 末寺僧徒伝写之是謂画伝 現在一般末寺に流布している。「御絵伝」の原型本は、康永二年本(東本願寺蔵)である。これらの親鸞伝絵は上人入滅の日(十一月二十八日)に行われる報恩講に用いられた。

僧豪信<sup>(1)</sup> 能<sup>ク</sup>画<sup>ス</sup>。為<sup>ル</sup>三山<sup>ノ</sup>法印<sup>ト</sup>。藤<sup>ノ</sup>信実<sup>、</sup>六世<sup>ノ</sup>孫也。或<sup>ハ</sup>曰<sup>フ</sup>、所<sup>ノ</sup>在<sup>ル</sup>洛西<sup>ニ</sup>梅津<sup>、</sup>長福寺<sup>、</sup>花園院<sup>、</sup>宸影者<sup>、</sup>豪信奉<sup>レ</sup>命<sup>テ</sup>所<sup>レ</sup>写<sup>ス</sup>也<sup>(2)</sup>。

僧豪信 画を能くした。叡山の法印となる。藤原信実六世の孫である。或は次のようにいわれている。京都梅津の長福寺に蔵する花園天皇の宸影は、豪信が命を奉じて写したものであると。

(1) 僧豪信 生没年不詳。十四世期前半期に活躍。比叡山に学び、律師・僧都・法印と叙せられた。その家系は、

信実―為繼―伊信―為信―為理―豪信(実父は為信)

と継いでおり、似絵の最後をかざる名家と称せられる。元応二年(一三二〇)に高山寺において伏見天皇御影を模写(『花園天皇宸記』)し、嘉暦元年(一三二六)慈鎮の影を写し、尊円親王が賛(『門葉記』)、貞和四年(一三三八)には風雅集竟宴図を描いている(『園太曆』)。現存遺作には、暦応元年(一三三八)の花園天皇図(長福寺蔵)の他に、天皇撰関大臣影がある。

(2) 長福寺 嘉応元年(一一六九)創建。臨濟宗(はじめ天台宗の尼院)。花園天皇の御塔所。

(3) 花園院宸影者豪信奉命所写也 賛に「子之陋質、法印豪信故為信卿所画也、于時暦応改元無射(九月)之候也」とある。

覚玄阿闍梨<sup>(1)</sup> 能<sup>ク</sup>画<sup>ス</sup>。不<sup>レ</sup>知<sup>ラ</sup>何<sup>ノ</sup>許<sup>ノ</sup>人<sup>ナリ</sup>。

覚玄阿闍梨 図画を能くした。どこの人であるかはわかっていない。

(1) 覚玄阿闍梨 生没年、世系等不詳。

松葉上人<sup>(1)</sup> 和州般若寺僧也。性能<sup>(2)</sup>画。于<sup>(3)</sup>時興福寺<sup>(4)</sup>辺<sup>(5)</sup>有<sup>(6)</sup>妖怪<sup>(7)</sup>之<sup>(8)</sup>變。諸人畏<sup>(9)</sup>之。松葉上人画<sup>(10)</sup>不動像於講堂後壁<sup>(11)</sup>。妖怪立<sup>(12)</sup>消<sup>(13)</sup>。

松葉上人 大和国般若寺の僧である。あるとき、興福寺のあたりで妖怪の変化があった。人々がこれを畏れていたところ、松葉上人が不動像を興福寺講堂の後壁に描くと、その妖怪はたちまちのうちに消え失せてしまったという。

(1) 松葉上人 伝未詳。『相州大磯三社権現縁起』に「伊豆山松葉仙人」の名がみられる(『古画備考』)が、同人とする確証はない。

(2) 般若寺 白雉五年(六五四)蘇我日向臣が創設したと伝う。鎌倉時代に西大寺の叡尊が再興し、真言律宗に属す。

介法橋<sup>(1)</sup> 不知<sup>(2)</sup>姓名<sup>(3)</sup>。撰州住吉人<sup>(4)</sup>。記<sup>(5)</sup>其画<sup>(6)</sup>曰<sup>(7)</sup>、建年六年<sup>(8)</sup>。曾<sup>(9)</sup>画<sup>(10)</sup>三<sup>(11)</sup>仏像<sup>(12)</sup>。介之子慶忍<sup>(13)</sup>、忍之子某<sup>(14)</sup>、皆世<sup>(15)</sup>ニ家業<sup>(16)</sup>。

介法橋 姓名は不明。撰津国住吉の人である。彼の描いた画の奥書に建長六年(一二五四)と記されている。かつて仏画を描いた。介の子慶忍、慶忍の子某は、みな家業をついでいる。

(1) 介法橋 建長六年(一二五四)書写の「過去現在因果経絵(新因果経)」の奥書に「画師住吉任人介法橋慶忍并子息聖衆丸」とあることよつてその存在が知られる。「新因果経」は、奈良時代の「絵因果経」を写したもので、料紙の上半分に絵を描き、下半分に経文を写す。釈迦の伝記である經典の「過去現在因果経」を絵説きしたもの。「新因果経」の作風によつて、介法橋慶忍は宋画の影響をうけた絵仏師の一人かと推測されている。

(2) 介之子慶忍 「新因果経」の奥書によつて介法橋と慶忍は同一人物と考えられるから、「介之子慶忍」とあるのは誤り。なお、一説に慶忍を慶恩の子としており(「扶桑画人伝」、永納も介法橋を住吉法眼慶恩と考えていたのであろうか)。

(3) 忍之子某 某とは、「新因果経」奥書にみえる「聖衆丸」のことであらう。

願行上人(1)能ク画フ。始メ住ス於テ東山泉涌寺ニ。而シテ正法國師俊(2)五世之孫也。又居于東寺遍照心院ニ。或住ス高野金剛三昧院ニ。曾テ経ヲ歴シテ諸山ヲ為ス真言宗之主張ヲ。至于今ニ推シテ願行ヲ為ス密法一流ト。常ニ修ス念ヲ不動尊ヲ。酷シテ有リ靈驗ニ。而シテ画ク不動尊ヲ最精妙ナリ。筆法ハ似ク宅間ト。住吉ニ。世ニ称ス願行上人不動尊ト。

願行上人 凶画を能くした。はじめ東山にある泉涌寺に住んでいた。すなわち正法國師俊苾の五世の孫である。また東寺の遍照心院、あるいは高野山の金剛三昧院に住していた。かつて諸山をめぐる歩いて真言宗の教えを説いてまわった。現在に至つても願行上人を密法一流と推称するのはこうしたことよつてのである。かれは常に不動尊を修し念じており、それは大いに靈驗があらたかであつた。そのためかれの描いた不動尊は、非

常にすぐれており巧みなものであった。筆法は宅間・住吉に似ている。その画像は、世に願行上人の不動尊と称されている。

- (1) 願行上人 憲静のこと。永仁三年(一二九五)没す。泉涌寺第六世。東寺大勧進。願行は字(願行方の祖)、円満と号した。姓、世系は不詳。高野山に上り意教上人頼賢の弟子となる。はじめ泉涌寺に住したが、のち鎌倉大楽寺に住した。さらに相州大山寺の中興開山となる。弘安永仁年中(一二七八～一二九五)東寺の大勧進となり、文永七年(一二七〇)焼失した五重塔を修造した(『東宝記』第二)。宗燈律師の諡号を後宇多天皇より賜った。

なお、憲静の画技については、『東宝記』第二に永仁新造の塔の四隅柱、仏壇を感典主に描かせ、それに自筆を加えた、ことがみえている。

- (2) 正法国師 仍俊 仁安元年(一一六六)～安貞元年(一二二七)。正法国師は勅号。入宋して戒律を学ぶ。建保六年(一二二八)宇都宮信房の招請により仙遊寺に住し、泉涌寺と改めた。

- (3) 常修念不動尊 世称願行上人不動尊 憲静が不動明王像を描いたこと、かつ本記事の典拠は明らかでないが、不動明王像を彫刻(あるいは鑄造)し、相州大山寺に安置したことが伝えられている(『本朝高僧伝』巻第六十一、『律苑僧宝伝』巻第十三)。

日蓮上人<sup>(1)</sup> 所<sup>(2)</sup>画<sup>(3)</sup>法華経宝塔品<sup>(4)</sup> 図、彼<sup>(5)</sup>宗<sup>(6)</sup>寺<sup>(7)</sup>有<sup>(8)</sup>之<sup>(9)</sup>。彩色<sup>(10)</sup>極<sup>(11)</sup>其<sup>(12)</sup>美<sup>(13)</sup>。世<sup>(14)</sup>称<sup>(15)</sup>日蓮上人<sup>(16)</sup>所<sup>(17)</sup>筆<sup>(18)</sup>宝塔<sup>(19)</sup> 図<sup>(20)</sup>。

曾<sup>(21)</sup>不<sup>(22)</sup>見<sup>(23)</sup>雜<sup>(24)</sup>画<sup>(25)</sup>。

日蓮上人 日蓮の描いた法華経宝塔品の図は、日蓮宗の寺院に蔵されている。その彩色は美しさを極めており、世に日蓮上人が筆を下した宝塔図と称されている。これ以外に、日蓮の絵をみることはない。



- (1) 日蓮上人 貞応元年（一二二二）〜弘安五年（一二八二）。享年六十一。  
(2) 所画法華經玉塔品圖彼宗寺有之。『日蓮上人御伝記』に、下総国中山の靈宝に大宝塔、小宝塔の二幅の絵があり、大宝塔は大

藏卿、小宝塔は日蓮の自筆とあるが、史実かどうかは微せられない。

大藏卿(1) 未詳ニ其姓名。積日蓮教ニ大藏卿ニ画中大黒天像。加贊語於其上者往往有之。又日

蓮令写己像而自贊者亦有之。或多有画天神像。

大藏卿 未だその姓名はあきらかでない。日蓮が大藏卿に大黒天像を描かせ、その上に贊語を加えたものは、しばしばみうけることができる。また、日蓮が自分の肖像を写させたものもある。あるいは、多くの天神像を描いている。

- (1) 大藏卿 生没年、世系等不詳。日蓮宗の絵画には大藏卿の筆と伝えるものが多い。身延山の画家か。

蓮行者、画工六郎兵衛剃髮称蓮行也。曾鎌倉貴族使蓮行画鑑真和尚之行状(2)、施於極楽律寺、沙門忍性。于時永仁六年戊戌八月也。事在于行状之末。此画軸在大和招提寺之宝藏焉。筆法出于宅間(3)稍優柔。而我国之風韻亦有勝(4)於中華者。唐鑑真和尚来朝之僧也。故表中華本朝之事实。

蓮行は、画工六郎兵衛の出家後の称である。かつて鎌倉の貴族らは、蓮行に鑑真和上の行状を描かせ、それを極楽律寺の沙門忍性に施した。時に永仁六年戊戌（一二九八）八月のことであった。その事は、行状（東征伝絵巻）の奥書に記されている。この画軸は大和国唐招提寺の宝蔵に納められている。描法は宅間派からでており、多少優柔なものとなっている。そのために、我国を描いたところの風情もまた、中国を描いたところよりすぐれたものとなっている部分がある。唐の鑑真和上は来朝の僧であるから、行状記には中国と日本両国の事実が表わされている。

- (1) 蓮行 生没年、世系等不詳。『東征伝絵巻』の奥書に「画工 六郎兵衛入道蓮行」とある以外は知られていない。もと武士で入道して蓮行と称したと考えられる。画家としての出自については、絵仏師とする説（梅津次郎「唐招提寺の絵画」近畿日本叢書『唐招提寺』所収、三山進「鎌倉の絵巻」、『鎌倉国宝館図録』第五集所収、『鎌倉の美術』）と、倭絵系の作者とする説（亀田孜「東征伝絵巻について」、『日本絵巻物全集』二二一、春山武夫『日本中世絵画史』など）があつて一致していない。
- (2) 画鑑真和尚之行状 『東征伝』（紙地彩色、卷子装、五巻）をさす。詞書は淡海真人元開の『唐大和上東征伝』一巻（宝龜十年）を和文化し、書き加えや省略がなされている。
- (3) 施於極楽律寺沙門忍性于時永仁六年戊戌八月也 第二巻から第四巻までの見返しに、「奉施入唐招提寺／永仁六年戊戌八月日／極楽寺住持沙門忍性」の墨書があり、極楽寺の開山忍性が永仁六年（一二九八）に『東征伝』を唐招提寺に施入したことが知られる。なお、忍性は敬尊の弟子で、文永四年（一二六七）に極楽寺の開山となり、また唐招提寺での講堂弥勒菩薩供養（正五年一）には導師となった（『奈良六大寺大観』第十二巻、「東征伝絵巻」の解説の項参照）。
- (4) 筆法出於宅間稍優柔 当時の鎌倉では、禪宗寺院の隆盛とともに宋元画が学ばれており、宅間派も藤原為久が鎌倉に参向して以来（『吾妻鏡』寿永三年（一一八四）正月二日条）、宋元仏画を撰取していたと考えられるところから、この記事のように評されたのであろう。

円伊<sup>(1)</sup> 叙<sup>ス</sup>法眼<sup>ニ</sup>。画<sup>ク</sup>於<sup>テ</sup>六条道場<sup>(2)</sup>。一遍上人縁起<sup>(3)</sup>。蓋有<sup>シ</sup>十二卷<sup>(4)</sup>。筆法類<sup>ズ</sup>宅間<sup>(5)</sup>、住吉<sup>(6)</sup>。其、山川樹石<sup>(7)</sup>、彩墨<sup>(8)</sup>、円熟<sup>(9)</sup>、意趣有<sup>リ</sup>余<sup>リ</sup>者也。卷尾云、正安元年八月二十三日画<sup>ク</sup>之<sup>(10)</sup>。

円伊 法眼に叙せられた。六条道場で一遍上人縁起を描いた。その縁起は十二卷である。筆法は宅間、住吉に似かよっている。その山川樹石を見ると彩色墨線は円熟しており、意趣にすぐれたものである。縁起の奥書に、  
正安元年（一二九九）八月二十三日にこれを描くとある。

(1) 円伊 十三世紀末から十四世紀初頭ごろ活躍した絵師。経歴は不明とされる（望月信成「一遍上人絵伝について」『日本絵巻物全集』一一巻所収）が、同時代に園城寺の僧で円伊なる人物がおり（『尊卑分脈』第一篇、同人とする説がある（雄山閣版『日本絵巻物集成』解説、林屋辰三郎「法眼円伊について」『中世文化の基調』所収）。

(2) 六条道場 歓喜光寺のこと。六条河原に所在していたことから、時宗ではこの寺を六条道場と称していた。

(3) 一遍上人縁起 『一遍聖絵』十二巻。『聖戒編』時宗の開祖である一遍上人の行状を描いたもの。諸国を行脚した一遍のあとを、絵師法眼円伊はじっさいにめぐり歩いて実写したと思われるような風景描写が展開する。

(4) 卷尾曰正安元年八月二十三日画之 第十二巻の最後にある奥書は次のように記されている。

正安元年<sup>己</sup> 八月廿三日西方行人聖戒記之畢

画図法眼円伊

外題三品経尹卿筆

僧寛耀<sup>(1)</sup> 不知<sup>(2)</sup>世姓<sup>(3)</sup>。元応帝朝<sup>(4)</sup>人也。任<sup>(5)</sup>僧都<sup>(6)</sup>。善<sup>(7)</sup>函画<sup>(8)</sup>。曾居<sup>(9)</sup>高尾山<sup>(10)</sup>。积頓阿草菴和歌集<sup>(11)</sup>。載<sup>(12)</sup>見<sup>(13)</sup>紅葉於寛耀坊<sup>(14)</sup>、互贈答之和歌<sup>(15)</sup>。

僧寛耀 かれの姓氏はわからない。後醍醐天皇の時代の人である。僧都に任せられ、函画をよくした。かつて高尾山に居住していた。积頓阿の草菴和歌集に、紅葉を寛耀坊にて見物しながら、たがいに贈答した和歌が載っている。

- (1) 寛耀 生没年、世系等不詳。高雄神護寺の円乗坊に居住。南北朝頃の人。
- (2) 元応帝 後醍醐天皇(一二八八〜一三三九)のこと。元応(一三一九〜一三二〇)は即位当初の年号。
- (3) 积頓阿 正応二年(一二八九)〜応安五年(一三三七)。歌人。俗名二階堂貞宗。光貞の子。西行の跡を慕い、二条為世(為氏の子)の家風に私淑し、二条派の歌風を学んだ。二条為明のあとをついで『新拾遺集』を撰定し、二条派の実権を握るようになった。歌友である二条良基も頓阿に学んでいる。『続千載集』から『新続古今集』にいたる勅撰集に頓阿の和歌が載せられている。歌集・著書に『草菴和歌集』、『井蛙抄』、『愚問賢註』などがある。
- (4) 草菴和歌集載見紅葉贈答之和歌 草菴和歌集には本記事に対応する和歌は検出されないが、『続草菴和歌集』に次のような和歌がみられる。

寛耀僧都に絵をあつらへて侍しをかきおくり侍りし返事に

難波津の風の心の通ひてや絵島が磯の浪もかくらむ

金剛仏子印玄<sup>(1)</sup> 善<sup>(2)</sup>画<sup>(3)</sup>仏像<sup>(4)</sup>。其<sup>(5)</sup>函数卷在<sup>(6)</sup>於東寺宝輪院<sup>(7)</sup>。其<sup>(8)</sup>卷尾曰、延慶三年六月十六日

於<sup>テ</sup>仁<sup>ニ</sup>和<sup>ニ</sup>寺<sup>ノ</sup>南<sup>ノ</sup>勝<sup>ノ</sup>院<sup>ニ</sup>画<sup>シ</sup>、行<sup>ノ</sup>年<sup>ノ</sup>三<sup>ノ</sup>十<sup>ノ</sup>三<sup>ノ</sup>。此<sup>ノ</sup>外<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>見<sup>ニ</sup>雜<sup>ニ</sup>画<sup>一</sup>。

金剛仏子印玄、仏画を描くのを善くした。その描いた図教巻が東寺の宝輪院に蔵されている。画卷の奥書には次のように記されている。

延慶三年（一三二〇）六月十六日、仁和寺の南勝院にて描く。行年三十三。

これ以外に、印玄の描いた絵を見ることはできない。

(1) 金剛仏子印玄 弘安元年（一二七八）～貞和二年（一三四六）八月五日。享年六十九。仁和寺尊寿院十二世。字は少輔。文妙上人と号す。乾元二年（一三〇三）法印に叙せられた。本記事の他に、延慶二年（一三〇九）七月十五日に金剛童子像を仁和寺真光院において、同三年（一三一〇）六月七日に馬鳴菩薩像を同じく真光院において描いている（『古画備考』）。晩年は北長尾の法任庵に隠棲。著作に『伝法灌頂作法伝受記』などがある。

僧正文観、能<sup>ク</sup>画<sup>ク</sup>祖<sup>ノ</sup>師<sup>ノ</sup>像<sup>ヲ</sup>。見<sup>ル</sup>画<sup>ニ</sup>慈<sup>ノ</sup>恩<sup>ノ</sup>大<sup>ノ</sup>師<sup>ノ</sup>像<sup>一</sup>、固<sup>ク</sup>不<sup>レ</sup>凡<sup>ナ</sup>。更<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>見<sup>ニ</sup>雜<sup>ニ</sup>画<sup>一</sup>。文<sup>ノ</sup>観<sup>ノ</sup>者<sup>ハ</sup>本<sup>ト</sup>在<sup>リ</sup>播<sup>ノ</sup>州<sup>ノ</sup>法<sup>ノ</sup>華<sup>ノ</sup>寺<sup>一</sup>。自<sup>リ</sup>壯<sup>ニ</sup>年<sup>ニ</sup>登<sup>リ</sup>醜<sup>ニ</sup>酬<sup>ニ</sup>寺<sup>ニ</sup>而<sup>シ</sup>為<sup>リ</sup>真<sup>ノ</sup>言<sup>ノ</sup>大<sup>ノ</sup>阿<sup>ノ</sup>闍<sup>ノ</sup>梨<sup>ト</sup>、兼<sup>ス</sup>東<sup>ノ</sup>寺<sup>ノ</sup>長<sup>ノ</sup>者<sup>ノ</sup>事<sup>ヲ</sup>。行<sup>ノ</sup>状<sup>ハ</sup>者<sup>ハ</sup>載<sup>ス</sup>太<sup>ノ</sup>平<sup>ノ</sup>記<sup>ニ</sup>並<sup>ニ</sup>仏<sup>ノ</sup>寺<sup>ノ</sup>縁<sup>ノ</sup>起<sup>一</sup>。

僧正文観 よく祖師の像を描いた。慈恩大師像をみると、まことに非凡である。これ以外にかれの絵を見

ることはない。文観はもと播磨国の法華山(二乗寺)において学んでいたが、壮年に至って醍醐寺に登り、真言の大阿闍梨となり、東寺の長者を兼ねた。かれの行状は『太平記』ならびに『仏寺縁起』に載っている。

- (1) 僧正文観 弘安元年(一二七八)〜正平十二年(一一三五七)。弘真、後ノ小野僧正とも称す。醍醐に近い小野の随心院に住していた。はじめ法華山及び書写山にて天台を学んだが、のち小野の報恩院道順より灌頂をうけた。元亨三年(一一三二)後醍醐天皇に秘義を説き帰依をうけ、醍醐寺六十四世の座主に任ぜられ、天王寺別当を兼ねた。元弘元年(一一三一)関東調伏の法を修したために、硫黄島(薩摩国川辺郡)に流された(『太平記』では元徳二年(一一三〇))。元弘三年(一一三三)北条氏滅亡とともに召還され、再び天王寺別当、建武二年(一一三五)東寺一ノ長者、大僧正となる。のち高野山大衆の強請により甲斐に配されたが、正平六年(一一三五)南朝後村上天皇の勝利によって再び東寺一ノ長者に任じた。南朝敗退とともに河内天野の行宮に随行し、その復興に参画した。南朝方の信任が厚く有徳の名僧とされる反面、立川流の大成者として破戒の妖僧とも評された。著作に『勅撰理趣経秘註』四卷、『立川流聖教』などがある。なお、画技については、本記事のほかに、建武二年(一一三五)に八字文殊像を描いており(『東宝記』第二)、現存する。
- (2) 行状者載太平記並仏寺縁起 『太平記』巻第二、「三人僧徒関東下向事」をさす。『仏寺縁起』は不詳。

等持院丞相尊氏公(山) 政務之暇好(ニ)画(一)図(一)。其所(レ)写(レ)有(リ)地蔵像(一)。自加(テ)賛(テ)詞(ヲ)於(テ)其上(ニ)曰(ク)、夢中有(リ)感通(一)。  
 令(シ)我(ガ)画(カ)尊(ノ)容(ヲ)。利濟徧(ニ)沙(ニ)界(ニ)。善根無(レ)所窮(ル)。観応元年十月四日仁山書。曾平日信(ト)地蔵菩薩(一)。故画(ニ)其(ノ)像(ヲ)略(シ)多(ク)矣(一)。

等持院丞相尊氏公 政務の暇に画図を好んだ。かれの図絵したものとて地藏の像がある。その絵の上に自ら賛詞を加え、次のようにいつている。夢のなかで感通するところがあり、私にその尊容を描かせたのである。利済は沙界にあまねくめぐり、善根は窮るところがない。観応元年（一三五〇）十月四日に仁山書す、という。かねてからつねづね地藏菩薩を信じていたために、その像を描いたものが多い。

- (1) 等持院丞相尊氏公 足利尊氏。嘉元三年（一三〇五）～延文三年（一三五八）。享年五十四。其所写有地藏像自加賛詞於其上 尊氏が地藏の像を描き自賛を加えたことは『梅松論』（寛正本、天理本）や義堂周信の『空華日用工夫集』にみえている。また自画賛の地藏像は、荏柄天神社（文和四年（一三五五）六月六日、『鎌倉志』巻二）、宝戒寺（『鎌倉志』巻七、駿河国清見寺（観応元年七月六日）などにあると伝えるが定かでない。
- (2)

豊後法橋<sup>(1)</sup> 不知<sup>ラ</sup>其<sup>ノ</sup>姓名<sup>ヲ</sup>。学<sup>ブ</sup>画<sup>ヲ</sup>於<sup>テ</sup>覚<sup>ス</sup>玄<sup>ノ</sup>阿<sup>ノ</sup>闍<sup>ノ</sup>梨<sup>ニ</sup>。画<sup>ク</sup>八<sup>ツ</sup>坂<sup>ノ</sup>法<sup>ノ</sup>観<sup>ノ</sup>寺<sup>ノ</sup>縁<sup>ノ</sup>起<sup>ニ</sup>。

豊後法橋 その姓名は明らかでない。画法を覚玄阿闍梨に学び、八坂法観寺縁起を描いている。

- (1) 豊後法橋 生没年、世系等不詳。『倭錦』に康安中（一三六一～一三六二）の人とするが、その典拠は不明。
- (2) 八坂法観寺縁起 『看聞御記』（永享五年（一四三三）六月十六日条）にみられる「八坂法観寺塔縁起絵三局」がこれにあたるか。

安房守仲氏<sup>(1)</sup> 曾<sup>テ</sup>画<sup>ク</sup>法<sup>ノ</sup>観<sup>ノ</sup>寺<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>縁<sup>ノ</sup>起<sup>ヲ</sup>。不<sup>レ</sup>知<sup>ク</sup>何<sup>ノ</sup>許<sup>ノ</sup>人<sup>ナリ</sup>。

訳注 本朝画史(三)

安房守仲氏 かつて法観寺の縁起を描いている。どこの人かはわかっていない。

- (1) 安房守仲氏 永納の記述によって前出の覚玄阿闍梨、豊後法橋と関係があると考えられるが、ともに活躍年次、伝記等についてはわかっていない。

惟久<sup>(山)</sup> 不知<sup>ラ</sup>三<sup>ラ</sup>姓氏<sup>ヲ</sup>。曾任<sup>ス</sup>三<sup>ニ</sup>飛驒守<sup>ニ</sup>。画<sup>ク</sup>三<sup>ニ</sup>奥羽軍記<sup>ノ</sup>図<sup>ヲ</sup>。

惟久 かれの氏姓はわからない。かつて飛驒守に任ぜられている。奥羽軍記図を描いている。

- (1) 惟久 生没年、世系等不詳。貞和(一三四五〜一三五〇)頃活躍。

- (2) 奥羽軍記図 『後三年合戦絵詞』三巻のこと。源義家が平定した奥羽清原氏の乱で、永保三年(一〇八三)から寛治元年(一〇八七)までの後三年の役を題材とした絵巻。もと六巻。各巻の奥書によって、詞書は仲直朝臣、左少将保脩、從三位行忠卿。絵は飛驒守巨勢惟久であることが知られる。また序文は、貞和三年(一三四七)に天台僧の玄慧が起草しており、本絵巻の製作時期がわかる。

康房 不知<sup>ラ</sup>三<sup>ラ</sup>姓氏<sup>ヲ</sup>。曾醍醐寺水本報恩院所藏之画山水屏風者、則康房筆也。蓋上古之

風耳。



康房 かれの氏姓はわからない。かつて醍醐寺水本の報恩院に蔵されていた山水の屏風は、すなわち康房の筆になつたものである。思うに、いにしえの趣のみである。

僧康保<sup>(1)</sup> 住<sup>ス</sup>醍醐寺水本報恩院<sup>ニ</sup>。任<sup>シ</sup>権律師<sup>ニ</sup>。画<sup>ク</sup>於<sup>テ</sup>十二天像<sup>ヲ</sup>。或<sup>ハ</sup>曰<sup>ク</sup>、絵之所用<sup>ノ</sup>粉彩<sup>ノ</sup>之具<sup>ハ</sup>者、遠<sup>ク</sup>求<sup>メ</sup>得<sup>テ</sup>於<sup>テ</sup>中華<sup>ニ</sup>、以<sup>テ</sup>設<sup>ク</sup>色<sup>ヲ</sup>。云<sup>レ</sup>爾<sup>ヲ</sup>。

僧康保 醍醐寺水本の報恩院に住していた。権律師に任ぜられ、十二天像を描いた。あるいはこのようにいわれている。絵に用いる絵具は、遠く中国に求め得て、彩色を施すと。かように云われている。

(1) 僧康保 前項の康房と音が近く、しかも同じく報恩院に関係しているところから、同一人物ではないかと疑われている(『古画備考』)。

藤原経隆<sup>(1)</sup> 任<sup>シ</sup>土佐守<sup>ニ</sup>、叙<sup>ス</sup>従五位下<sup>ニ</sup>。為<sup>ル</sup>絵所<sup>ト</sup>。土佐氏元祖也<sup>(2)</sup>。

藤原経隆 土佐守に任ぜられ、従五位下に叙せられている。絵所となり、土佐氏の元祖である。

(1) 藤原経隆 生没年不詳。承安頃(一一七一―一一七五)の人という(『扶桑名画伝』卷二十六)。隆親(前出)の子。土佐権

守。春日と号した。『土佐系図』では「始名有房」(前出)として「建長中画南殿賢聖障子」とあるが、有房は建長頃(一二四九～一二五六)活躍した絵所預で前加賀権守を兼ねていたのであるから、これは妄説である。なお、「鞍馬山縁起」を描くという(『地下家伝』)。

(2) 土佐氏元祖也 経隆を土佐派の祖とする史料的うらづけはなく、憶測である。

藤原行光<sup>(1)</sup> 経隆<sup>(2)</sup>子也。任<sup>ス</sup>越前守<sup>ニ</sup>。延文六年<sup>(3)</sup>為<sup>ル</sup>絵所<sup>ト</sup>。

藤原行光 経隆の子である。越前守に任ぜられ、延文六年(一二三六)に絵所となつている(この一文誤り多し注にいう)。

(1) 藤原行光 生没年不詳。十四世紀後半に活躍。延文五年(一二三六)に「絵所越前守行光」(『土佐文書』)とあるのを初見とし(同文書によって、文和年間(一一三二)～一一三五)には既に絵所預に在職していたと考えられる)、応安四年(一一三七)まで絵所預の任にあったことが確認されている(『吉田家日次記』)。この間、越前守、刑部少輔で従四位上にまでのぼっている。康応元年(一一八九)にはすでに出家して「入道閑業」と称した(『畠山記』)。画業については、貞治六年(一一三六)「地蔵験記絵」二六卷(『看聞御記』永享十年六月七日条)、応安元年(一二三八)足利義満元服の時の櫛手巾(『鹿苑院殿御元服記』)、応安三年(一二七〇)安鎮法本尊(『門葉記』)などがあるが、いずれも現存していない。

なお、土佐光信は行光を「先祖」と称している(『宣胤卿記』永正十四年(一一五七)十一月二十七日条)。たしかに家系・画系の始祖としては行光まで遡るとみられるが、行光じしん土佐という家号を称してはいない。谷信一「藤原行光考」(『美術研究』第八十七号、のち『室町時代美術史論』所収)参照。

(2) 経隆子也 前項でみたように、経隆は承安頃(一一七一～一一七五)の人であり、行光を経隆の子とするのは年代的な差からみてありえない。また一説に藤原光国の子とある(『地下家伝』など)が、光国は応永二年(一一四一)の「清涼寺融通念仏縁起絵詞」の筆者の一人であるから、時代錯誤もはなだしい。

(3) 延文六年為繪所 注(1)参照。延文頃の人という点においては、全くの誤りとはいえない。

藤原光重<sup>(1)</sup> 行光<sup>ト</sup>子也。任<sup>ス</sup>越前守<sup>ニ</sup>。明德元年為<sup>ル</sup>繪所<sup>ト</sup>。

藤原光重 行光の子である。越前守に任じられ、明德元年（一三九〇）に繪所となっている。

(1) 藤原光重 『地下家伝』に「越前守行光男光重<sup>号三土</sup> 叙<sup>正五位下</sup>、任<sup>越前守</sup>、明德元年（一三九〇）五月廿一日、撰<sup>撰</sup>国豊島郡中村領地」とある。『崑山記』康応元年（一三八九）十二月二日条に「絵師越前守行光入道閑樂、其子越前守光重」とあり、この頃には行光から光重に家督が譲られていることが知られ、『地下家伝』の記載もほぼ正しいものと考えられる。ただし、土佐を号していたかどうかは疑問である。

藤原広周<sup>(1)</sup> 光重<sup>ト</sup>子也。永享十二年為<sup>ル</sup>繪所<sup>ト</sup>。任<sup>ス</sup>土佐守<sup>ニ</sup>、兼<sup>ス</sup>彈正忠<sup>ト</sup>。

藤原広周 光重の子である（この誤は注にいう）。永享十一年（一四三九）繪所預となる。土佐守に任じ、彈正忠を兼ねていた。

(1) 藤原広周 生没年不詳。十五世紀に活躍。永享十一年（一四三九）十月二十五日の『土佐文書』に「土佐彈正忠広周」とあるのを初見とし、以後長享元年（一四八七）までの生存が確認されている。法名は経増。職は宮廷繪所ではなく、幕府の繪所であったらしい。また、広周は行光以後の宗家の系列に連なるのではなく、分家筋にあたる人物と考えられている。谷信一「土

佐光信考」(『美術研究』第一〇〇号、第一〇一号、第一〇三号、のち『室町時代美術史論』所収)参照。

(2) 光重子也 光重は明德頭(一三九〇)一三九四)の人(前項参照)であるから、長享元年(一四八七)まで生存の確認できる

広周をその子とするのは年代的にあわない。広周は、土佐行広(後伝あり)の二男と推定されている。谷信一「土佐行広考」(『美術研究』第一二七号、第一二八号)参照。

なお、『地下家伝』には藤原行秀の子とあるが、年代的には矛盾しない。

土佐光信<sup>(1)</sup> 藤原広周<sup>(2)</sup>子也。雖<sup>(3)</sup>為<sup>(4)</sup>藤原氏、支別、家世以<sup>(5)</sup>土佐任官、為<sup>(6)</sup>譜代。故世俗呼<sup>(7)</sup>土佐

以為<sup>(8)</sup>氏。任<sup>(9)</sup>右近将監、為<sup>(10)</sup>絵所預。明応五年任<sup>(11)</sup>刑部大輔。或記曰、叙<sup>(12)</sup>四品。好能<sup>(13)</sup>連

歌。其画<sup>(14)</sup>倭様也。悉<sup>(15)</sup>皆輝映前古。時凡<sup>(16)</sup>古来倭画之有名者、藤信実、僧覚猷、宅間、

住吉等是也。今光信兼<sup>(17)</sup>之合<sup>(18)</sup>之得<sup>(19)</sup>其意、和<sup>(20)</sup>之暢<sup>(21)</sup>之立<sup>(22)</sup>其法。其人物用意<sup>(23)</sup>处、在<sup>(24)</sup>身体衣

冠之姿与<sup>(25)</sup>男鬢婦髮之態。其彩墨質共皆用<sup>(26)</sup>細筆。彩画施<sup>(27)</sup>金碧。墨画加<sup>(28)</sup>内<sup>(29)</sup>筆力

外<sup>(30)</sup>惟逸遊芳艷之情纖麗而雅。以<sup>(31)</sup>窮<sup>(32)</sup>其巧妙。故画<sup>(33)</sup>歌書草子詞<sup>(34)</sup>以為<sup>(35)</sup>宮院閨房之玩。

則諸氏画工亦用<sup>(36)</sup>其格也。又近世漆器描金<sup>(37)</sup>此云<sup>(38)</sup>末<sup>(39)</sup>。傲<sup>(40)</sup>其采画法。衣服描花<sup>(41)</sup>傲<sup>(42)</sup>其墨画

法。光信尤有<sup>(43)</sup>功<sup>(44)</sup>於倭画<sup>(45)</sup>者也。

土佐光信 藤原広周の子である。藤原氏の支流であるが、その家は代々土佐守に任ぜられ、譜代となつてい  
 る。故に世間では土佐と呼んで氏とした。かれは右近将監に任じ、絵所預となり、明応五年（一四九六）には刑部  
 大輔に任ぜられている。ある記にはこのようにいつている。四品に叙せられ、連歌を好んでそれを能くしたと。  
 かれは倭様を描いたが、ことごとく前古に輝いたものであった。時におよそ昔より倭画で名声を博していた人と  
 いえば、藤原信実、僧覚猷、宅間、住吉などである。いま光信はこれらの人たちの倭画を兼ね合せることによつ  
 てそのころを得たのであり、それに和し長ずることによつてじしんの画法をうち立てたのであった。人物を描  
 くときは、身体衣冠の姿と、男の鬢や婦人の髪のありさまに気を配つた。彩画墨画を成すときには共にかならず  
 細筆を用いた。彩画には金碧を施し、墨画には軽く、筆力は内にあつて、外はただ逸遊芳艷の情がほそやかで麗し  
 く雅やかであつた。その巧妙を窮めていたので、歌書草子の詞を描いたものは宮院閨房で愛してもあそばれるも  
 のとなつた。そこでほかの画工も光信の画法を用いたのである。また近世の漆器描金 ここにマキ エという。もかれの彩画の  
 法にならない、衣服描花は墨画の法にならつてゐる。光信は倭画においてもつとも功のあつた人であつた。

- (1) 土佐光信 生没年不詳。十五世紀後半から十六世紀にかけて活躍。文明元年（一四六九）絵所預となつた記録（『土佐文書』  
 を初見とし、永正十八年（一五二一）まで生存していたことが確認されている（『元長卿記』永正十八年正月二十二日条）。そ  
 の間に、右近将監（文明元年（一四六九））、左近将監（文明十六年（一四八四））から刑部少輔（延徳二年（一四八四））、刑部大輔（明応五年（一四九六））に任じられ、従四位下  
 （文亀元年か）（一五〇一）に叙せられている。職は宮廷絵所預だけでなく幕府の絵師にも補せられ（延徳三年（一四九二）か）ており、実質  
 的な土佐派の成立は光信の時期にあると考えられる。遺作には、「星光寺縁起絵巻」（長享元年（一四八七））、東博蔵、「十王図」（延徳  
 一四、浄福寺蔵）、「御円融院御影」（延徳四年（一四九二））、雲龍院蔵、「北野天神縁起絵巻」（文亀三年（一五〇三））、北野神社蔵、「清水寺縁起

絵巻」(永正十四年、東博藏)などがある。なお、『実隆公記』文龜元年(一五〇一)十月四日条に「畷拙肖像紙形令写之、十分不似比與也」とあり、興味深い。

没年については、大永五年(一五二五)九十二歳没説(『扶桑画人伝』、『思ひよる日』)と天文十二年(一五四三)以後九十歳没説(『地下家伝』)とがあるが、ともに確証がなく、永正十八年(一五二二)頃没したと考えられている。谷信一「土佐光信考」参照。

- (2) 藤原広周子也 土佐派の系図を記すものの多くは、家系上では光信を広周の後継者とし、血脈上では光弘の子としている。光信は広周の領地を相伝(延徳三年、延徳四年、一四九二、一四九二、『土佐文書』)して幕府の絵師となったことから、家系上の後継者とされたのであろう(一説では血脈上でも広周の子としている)。しかし、前項広周の注(1)に記したように、広周は分家であり、やはり宗家の光弘を父と考えるべきであろう。光弘については、嘉吉三年(一四四三)から文安五年(一四四八)までの間には絵所預の職にあったことが知られている(『土佐文書』)。

- (3) 雖為藤原氏支別、故世俗呼土佐以為氏 土佐派の画系は藤原行光(前出)まで遡るが、行光以後の宗家は藤原を称している。土佐という家号は、分家の後にあたる将監行広(後伝あり)が土佐守に任せられたことよって称したのに始まる。広周没後、土佐家は宗家の光信に吸収され、宗家じたいが土佐を称するようになったと推測される。したがって土佐派の実質的な成立は光信の時期であり、光信が土佐派中興の祖といわれる理由もここにある。谷信一「土佐行広考」参照。

- (4) 好能連歌 光信が連歌を好んだのは晩年になってからのようで、『元長卿記』永正十年(一五一三)四月八日条の連歌会をはじめ、中御門宣胤らとの連歌の月次会(『宣胤卿記』永正十四年(一五一七)十月十六日条、永正十六年(一五二九)六月十六日条)、山科亨での連歌の月次会(『二水記』永正十六年四月廿五日条、永正十七年七月廿五日条)に参加している。

- (5) 漆器描金其意 蒔絵のこと。蒔絵とは、漆で文様を描き、金銀の粉末を蒔きつけて文様をあらわしたもので、研出蒔絵、平蒔絵、高蒔絵などがある。

- (6) 衣服描花 服飾の文様のこと。

土佐光茂(1) 光信之子也。享祿五年任刑部大輔、又兼土佐。任右近将監、叙正五位下。

余、所見和州当麻寺、中将姫縁起、風情有、余能世其規矩。

土佐光茂 光信の子である。享祿五年（一五三二）に刑部大輔となり、又土佐を兼ねていた。右近将監になり、正五位下に叙せられている。私（永納のこと）の見たところでは、大和国当麻寺にある中将姫縁起は風情にあふれており、よく土佐の画風を伝えている。

(1) 土佐光茂 生没年不詳。十六世紀に活躍。光信の子。光茂の名の初見は、大永二年（一五二二）甘露寺元長邸での朝食の会に

参加（前年には光信が参加）している記事である（『元長卿記』大永二年正月十九日条）。以後諸書に光茂の名が散見されるが、永祿二年

（一五五九）立花方式の絵を写した記事が最後である（『お湯殿の上の日記』永祿二年十二月九日条）。この間、宮廷絵所預（大永三年）、刑部大輔となり、享祿五年（一五三二）には正五位下に叙せられている（『土佐文書』）。遺作には、「当麻寺縁起

繪卷」（享祿四年、当麻寺藏）、「桑実寺縁起繪卷」（天文元年、桑実寺藏）がある。

(2) 任右近将監 光茂が将監に任じられていたことは、『殿助往生記』天文五年（一五三六）十二月条に「太元明王八臂像新図也。土佐将監誂也。手間三百疋也。遣之」とあることによって確認できる。

(3) 能世其規矩 規はコンパス、矩は物さし。大和絵では、定規引きの線は大きな位置を占めており、ここでいう規矩も単に手本という意だけでなく、本来の意味もこめられて使われている。

益継(1) 不知三世姓。工画。有十二支、獸作人間之事業。圖。誠為戯画也。画後書曰、宝徳三

年八月日益継筆。專守倭画之法者也。宝徳者 後花園院年号也。然則當時土佐

家、者、流、乎。

益繼 かれの氏姓はわからない。画がたくみであった。十二支の獸が人間と同じような所作をしている図があるが、まことにみごとに戯画となっている。奥書に「宝徳三年(一四五二)八月日益繼筆」と書かれている。宝徳は後花園天皇治世の年号である。おそらくはその当時の土佐家の流れをくむ画人であろう。

- (1) 益繼 文正元年(一四六六)に絵所預となった六角益繼であろう(『親長卿記』文正元年八月六日条)。生没年は不詳。六角寂濟の後裔。絵所預の職は光信の前任である。『親長卿記』文正元年六月二十二日条に「六角絵所」(これは院の絵所)の名が見えており、大嘗会の標山屏風作製の任を得たことが知られる。
- (2) 有十二支獸 宝徳三年八月日益繼筆 本記事以外には徴することができない。永納じしんが十二支獸の図を見ての記述だが、年代的には矛盾しない。
- (3) 後花園院 第一〇二代。応永二十六年(一四一九)〜文明二年(一四七〇)。在位、正長元年(一四二八)〜寛正五年(一四六四)。

土佐光益(山) 世(ク)其家(ヲ)。亦光信之裔也。

土佐光益 土佐家を継いでいる。また光信の後裔である。

- (1) 土佐光益 光信の後裔に光益という人物は見あたらない。住吉の絵所の説に光信の門人という(『扶桑名画伝』)が、明らかで



ない。おそらくは、藤原光重（前出）と同時代の人物に藤原光益（光重と兄弟か）という画人が存在しており、いつしか不明となり名だけが伝わったのであろう。

藤原光益は、嘉慶二年（一三八八）六月に「巨蓮尊者絵」三卷（『看聞御記』永享十年六月十日条）、応永九年（一四〇二）「賢聖障子」（『続史愚抄』応永九年十二月十五日条）、同十二年（一四〇五）「八講屏風」（『教言卿記』応永十二年八月晦日条）を描いている。この光益はまた、「融通念仏縁起絵詞」（一四一四）の筆者の一人である「前絵所預散位藤原朝臣前兵部少輔入道救済」と同一人物と考えられている（救済は法名）。救済は六角を姓とし、その子孫に前項の六角益漣がいる。なお、救済は応永三十一年（一四二四）没、享年七十七歳か。（谷信一「土佐行広考」参照。）

土佐経光<sup>(1)</sup> 仮名<sup>ニ</sup>将監<sup>ト</sup>。則<sup>チ</sup>光信<sup>ノ</sup>之裔也<sup>(6)</sup>。剃髮<sup>シテ</sup>後亦<sup>チ</sup>以<sup>テ</sup>経光<sup>ヲ</sup>為<sup>ス</sup>法諱<sup>ト</sup>。微<sup>ヒテ</sup>家風<sup>ニ</sup>而微<sup>ニ</sup>加<sup>フ</sup>筆力<sup>ヲ</sup>。比<sup>ス</sup>

於<sup>レ</sup>光信<sup>一</sup>則<sup>ニ</sup>為<sup>リ</sup>差粗<sup>一</sup>。然<sup>レドモ</sup>亦有<sup>リ</sup>妙<sup>ク</sup>処<sup>一</sup>。

土佐経光<sup>けいこう</sup> 仮<sup>けい</sup>に将監<sup>しょうげん</sup>と名づける。光信の後裔である（この誤は注にいう）。出家してのち法名を経光という。描く絵は土佐の家風にならっており、わずかに筆力が加わっているだけである。光信と比較してみると、多少粗なところがあるが、またすぐれたところもある。

- (1) 土佐経光 土佐行広のこと。経光は法名。生没年不詳。十五世紀前半に活躍。応永十三年（一四〇六）に山科教言室影を描いているのが行広の最初の事蹟であり、そこでは「土佐将監」と記され、土佐の号の初見である（『教言卿記』応永十三年十月廿九日条）。応永二十一年（一四一四）の「融通念仏縁起絵巻」には「画師土佐守」（上巻）、「画工土佐守藤原行広」（下巻）と記されており、幕府の絵師であったと推測される。永享六年（一四三四）頃まで在世。（谷信一「土佐行広考」参照）

(2) 則光信之裔也 行広は右にみたごとく応永頃の人であって、光信の裔とするのは時代錯誤もはなはだしい。

土佐刑部(1)者、経光之子也。不知其諱。刑部其假名也。大抵守家法而差劣耳。然非無妙

世譜不詳焉

土佐刑部は、経光の子である。その諱は明らかでなく、刑部は仮の名である。画法は、ほとんど家法を守っており、多少劣っているだけである。とはいえ、微妙なおもむきに欠けているというわけではない。その経歴については明らかでない。

(1) 土佐刑部者経光之子也 経光(行広)の子は、『土佐系図』によれば、行秀である。しかし、行秀は行広も参加している「融

通念仏縁起絵巻」の筆者の一人であり(下巻第一段、第二段、第三段、「第九段」、ここでは「総所預修理」春日と記されている。つまり、行秀は行広と血族関係にある画人とはいえても、その子とは考えがたい。また、行広の子と目される者としては、『看聞御記』永享十年(一四三八)三月二十九日、十月七日条、同嘉吉三年(一四四三)四月九日条、『蔭涼軒日録』永享十二年(一四四〇)五月二十五日条に出てくる「土佐将監」がいるが、刑部ではない。『古画備考』の「此条削るを可とす」をとるべきであろう。

(担当・佐々木)